

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

1 指摘事項

機関名	指摘事項	講じた措置																								
1 政策戦略本部 広報課	令和4年度とりネットCMS利活用・改修等業務委託契約について、第4四半期分の委託料を支出していなかった。 ・概要：契約書で相手方は検査結果の通知を受領した後に、委託料を請求することが定めてあるが、検査結果を通知していないため、相手方が委託料を請求することができなかった。契約が単価契約で、支出負担行為兼支出仕訳書で支払うため、未払の確認ができていなかった。 ・契約金額：単価契約【委託料限度額：3,272,500円】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単 位</th><th>単 価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県の休日等を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に定める県の休日以外の日（以下「平日」という。）</td><td>1時間</td><td>金3,400円</td></tr> <tr> <td>午前9時から午後6時まで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>平日 午後6時から午後10時まで</td><td>1時間</td><td>金6,800円</td></tr> <tr> <td>平日 午後10時から午前9時まで</td><td>1時間</td><td>金10,200円</td></tr> <tr> <td>平日以外 午前9時から午後6時まで</td><td>1時間</td><td>金5,100円</td></tr> <tr> <td>平日以外 午後6時から午後10時まで</td><td>1時間</td><td>金6,800円</td></tr> <tr> <td>平日以外 午後10時から午前9時まで</td><td>1時間</td><td>金10,200円</td></tr> </tbody> </table> ・未払額：650,760円（第4四半期分）（R5.6.5検査結果通知 R5.6.15支払済） ・発生の要因：担当者の失念、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	区分	単 位	単 価	鳥取県の休日等を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に定める県の休日以外の日（以下「平日」という。）	1時間	金3,400円	午前9時から午後6時まで			平日 午後6時から午後10時まで	1時間	金6,800円	平日 午後10時から午前9時まで	1時間	金10,200円	平日以外 午前9時から午後6時まで	1時間	金5,100円	平日以外 午後6時から午後10時まで	1時間	金6,800円	平日以外 午後10時から午前9時まで	1時間	金10,200円	担当者の失念及び上司の進行管理不足が原因である。 令和5年6月5日に検査結果を通知し、請求書を受領。令和5年6月15日に支払い処理を行った。 支出負担行為等進捗管理表（事業ごとの発注伺、支出負担行為、支出命令の日付管理を行うもの）への記入、担当内での相互確認及び、上司による確認の再徹底を所属内に周知し、実施中。
区分	単 位	単 価																								
鳥取県の休日等を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に定める県の休日以外の日（以下「平日」という。）	1時間	金3,400円																								
午前9時から午後6時まで																										
平日 午後6時から午後10時まで	1時間	金6,800円																								
平日 午後10時から午前9時まで	1時間	金10,200円																								
平日以外 午前9時から午後6時まで	1時間	金5,100円																								
平日以外 午後6時から午後10時まで	1時間	金6,800円																								
平日以外 午後10時から午前9時まで	1時間	金10,200円																								
2 広報課	「白うさぎ年」開運カニだのみ！カニセル！設置、PR業務に係る契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。 ・概要：予定価格調書は作成していたが、見積合わせの際、担当者が封書を開封したところ空であった。予定価格調書の所在を確認したところ、委託業務関係綴の中に、当該業務関係の他の書類と一緒に挟みこまれていた。 ・契約方法：随意契約（1者） ・予定価格：2,605,570円 ・契約額：2,605,570円 ・発生の要因：契約権者の失念 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正	一者随契案件であったこともあり、予定価格調書の作成意義に対する担当者の認識が薄れ、書類管理が疎かになったものである。 予定価格調書の取扱いをはじめ、会計手続・手順の基本を再確認し徹底するよう所属内に周知した。 監査指摘後すぐに、予定価格調書を作成した際には、直ちに封書にし、保管方法及び場所について、所属長の承認を得ることとした。																								
3 東京本部	都内飲食店における星空舞の販路開拓業務委託について、予定価格調書を作成していなかった。 ・概要：予定価格が100万円であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 ・予定価格：1,000,000円	担当者が会計規則等の認識不足であったことと、上司の確認が不十分であったことが原因である。 令和5年3月3日に、今回の指摘内容を所属内にメールで周知するとともに注意喚起を行った。 また、東京本部における支出、物品購																								

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・契約額：1,000,000円 ・契約方法：随意契約（1者） ・契約相手：（有）AQ ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）	入事務の流れや留意事項等について一覧にしたものを令和5年11月24日に、所属内職員へメールにて共有を行った。
4 関西本部	物品（活五輝星）の購入代金について、支払が遅延していた。（過年度支出） ・概要 要：相手方より未払の連絡があり、事務所内を調べたところ、請求書が未払のまま簿冊に綴られていた。当時の担当者に聞き取りしたところ、詳細を覚えていないが、未払という認識はなかった。過年度支出となったが、相手方よりこの件での遅延利息の請求はしない旨の文書の提出あり。 ・債権者：H組合 ・債権者から連絡日：R4.6.1 ・支払金額：190,000円 ・履行確認検査日：R3.12.16 ・請求日：R4.1.6 ・請求書受理日：R4.1.6 ・支払日：R4.6.22 ・債務の属する年度：R3年度 ・発生の要因：担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	同日付で発注したPR物品の請求書が計12通あったほか、同一債権者からの請求も複数あったことから、担当者がまとめて支払い処理した際に全て処理したものと誤認していたこと、及び所属内での発注物品に対する処理状況の共有が行われず、チェック体制が不十分であったことが原因である。 令和4年6月22日に、債権者に対して、未払いとなっていた物品の支払いを行った。 令和4年6月22日に、所属長から職員に対して、未払い案件が発生したこと及びチェック体制の強化・徹底について、所属内に周知した。 令和4年6月22日以降、DBへの記録や請求書に支払い処理に係る進捗状況を記載するとともに、毎月所属の庶務担当において、未処理案件の進捗状況確認を行うほか、担当内での相互確認を行うよう徹底した。
5 東 部 県 税 事 務 所	自動車二税等の申告書（報告書）等受付・審査業務等及び収納業務に係る委託契約について、積算根拠が不明な見積書を受理していた。 ・概要：見積金額が100万円以上であり、積算根拠の内訳を徴取する必要があるが徴取していなかった。見積書には契約申込金額（総額）のみの記載であった。 ・契約方法：随意契約（1者） ・相手方：BD連合会 ・予定価格：19,309,000円 ・契約額：19,309,000円 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正	担当者の契約事務に対する認識不足並びに副査及び上司によるチェックが十分に行われていなかったことが原因である。 指摘のあった翌年度以降の契約について、見積金額が100万円以上の場合は、見積の相手方から積算根拠の内訳を徴収している。 事務監査で指摘を受けた令和5年2月28日に、関係する担当に対して適切な会計事務処理を徹底するとともに、事務監査結果を所内で共有し、同様の事態が生じないように周知した。 また、この度の定期監査結果の報告を受けて、改めて指摘事項を所内で共有し、同様の事態が生じないように周知した。
6 輝く鳥取	地域交通体系再編支援補助金について、	補助対象事業者に事業着手までに交

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																								
創造本部 交通政策課	交付要綱に定める交付申請の時期について通知しておらず、また、遡って交付決定をしていた。 ・概要: 交付申請の時期について通知をするという規定を認識していなかったため通知をしていなかった。交付申請時期について補助事業者から問い合わせがあり、事業着手されていることを把握し、事業着手前の日付で交付決定をするという所属の方針のもと、担当者が交付申請日を定め補助事業者へ電話で伝達し、事業着手前の日付に遡って交付決定していた。 ・補助事業者: 八頭町 ・交付申請書の日付: R4. 6. 15 (担当者が指定した日付) ・補助事業着手日: R4. 6. 20 ・交付申請書受理日: R4. 9. 22 ・支出負担行為起案日: R4. 9. 22 ・支出負担行為決裁日: R4. 9. 27 ・交付決定日: R4. 6. 16 ・交付決定額: 1,833,000円 ・遡り日数: 3か月11日 ・発生の要因: 担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方: 補助金交付事務が著しく不適正	付決定を受ける必要があることの認識が欠如していたこと、担当者が交付申請期限を別に定める旨の補助金交付要綱の規定を見落としていたこと並びに副査及び上司による補助金手続に係るチェックが十分行われていなかったことが原因である。 令和4年10月7日付けで地域交通体系再編支援補助金交付要綱を改正し、交付申請時期を「別定め」にせず、要綱に明記するよう改めるとともに、補助対象事業者へ補助金事務の適正化について、令和5年11月2日付けで通知を行うとともに、市町村の担当者が集まる会議においても重ねて注意喚起を行った。 令和5年12月11日に、今回の指摘内容及び留意事項を所属内に周知した。 また、補助金交付要綱に基づいて事務が行われているかどうか、要綱で不要な手続が規定されていないか等、副査・上司において適宜確認を行い、適正な補助金執行に努める。																								
7 国際観光・万博課	台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務委託契約外2件について、予定価格調書を開札後に作成していた。 <table><tr><th>事業名</th><th>予定価格 (円)</th><th>契約方法</th><th>開札予定 日・見積書 提出期限</th><th>開札日・見 積書受領日</th><th>予定価格調 書作成日</th></tr><tr><td>台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務</td><td>1,520,000</td><td>指名競争 (3者)</td><td>R4. 6. 22</td><td>R4. 6. 22</td><td>R4. 6. 23</td></tr><tr><td>台湾の日本観光情報サイトへの動画作成及び掲載業務</td><td>2,000,000</td><td>随意契約 (1者)</td><td>R4. 10. 14</td><td>R4. 10. 3</td><td>R4. 10. 7</td></tr><tr><td>主要空港からの誘客促進に向けた特価キャンペーン実施業務</td><td>2,000,000</td><td>随意契約 (1者)</td><td>R4. 10. 19</td><td>R4. 10. 14</td><td>R4. 10. 17</td></tr></table> ・発生の要因: 担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方: 予定価格の未決定 (予定価格100万円以上)	事業名	予定価格 (円)	契約方法	開札予定 日・見積書 提出期限	開札日・見 積書受領日	予定価格調 書作成日	台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務	1,520,000	指名競争 (3者)	R4. 6. 22	R4. 6. 22	R4. 6. 23	台湾の日本観光情報サイトへの動画作成及び掲載業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4. 10. 14	R4. 10. 3	R4. 10. 7	主要空港からの誘客促進に向けた特価キャンペーン実施業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4. 10. 19	R4. 10. 14	R4. 10. 17	所属長と担当者間での意思疎通が十分ではなく、所属長が予定価格調書を作成する際に、見積依頼手続の状況等を事務担当者に十分に確認しないまま誤った認識の日付で進めたことによるもの。 実際の見積額自体は、予定価格内の金額に収まっているため、契約事務を実施。 ○台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務 予定価格 1,520,000 円 契約額 1,447,500 円 ○台湾の日本観光情報サイトへの動画作成及び掲載業務 予定価格 2,000,000 円 契約額 1,947,000 円 ○主要空港からの誘客促進に向けた特価キャンペーン実施業務 予定価格 2,000,000 円 契約額 2,000,000 円
事業名	予定価格 (円)	契約方法	開札予定 日・見積書 提出期限	開札日・見 積書受領日	予定価格調 書作成日																					
台湾旅行社の県内視察に係るランドオペレーション業務	1,520,000	指名競争 (3者)	R4. 6. 22	R4. 6. 22	R4. 6. 23																					
台湾の日本観光情報サイトへの動画作成及び掲載業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4. 10. 14	R4. 10. 3	R4. 10. 7																					
主要空港からの誘客促進に向けた特価キャンペーン実施業務	2,000,000	随意契約 (1者)	R4. 10. 19	R4. 10. 14	R4. 10. 17																					

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
		令和5年12月15日に、今回の指摘内容及び留意事項を所属内に周知した。今後、予定価格設定の際には所属長と担当者で見積依頼手続の状況等について必ず確認し、適正な事務処理を行うように確認した。
8 交流推進課	鳥取県国際交流員実地オリエンテーションに係るバスの借り上げについて、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と認識していたため借り上げる日までに支出負担行為を行わず、認識誤りに気づいた令和4年12月に支出負担行為を起案していた。 ・開催日：R4.11.7～11.9 ・支出負担行為の日：R4.11.7（バスの借り上げ初日） ・支出負担行為額：241,560円 ・支出負担行為起案日：R4.12.20 ・支出負担行為決裁日：R4.12.20 ・遅延日数：1か月13日 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者の会計規則の理解が不十分であったこと及び上席職員の認識不足により当該バス借上げが必要となった時点で適切な指導を行わなかったことが原因である。 相手方への支出については処理済。 (R5.1.5 支払済) 令和4年12月19日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者に会計規則の取扱いについて指導した。 同時に、会計事務に不慣れな職員への指導監督を適切かつ十分に行うことについて上席職員間で改めて確認するとともに、事業担当の主査・副査及び上席職員間で十分に確認することを徹底した。
9 総務部 総務課	定期刊行物（1誌）の購読代金について、支払が遅延していた。（過年度支出） ・概要：「追録・定期刊行物管理」データベースに契約図書として登録し、年1回相手方からの請求に基づき集中管理経費支払を行うべき定期刊行物について、令和2年度購読代金が未払である旨相手方から連絡があり、支払状況を確認したところ未払が判明したもの。相手方からは請求書を総務課に送付したと主張があったため、当時在籍の職員に確認したが、請求書を受領した職員を確認できなかったため、改めて請求書の送付を依頼した。本件は過年度分の支払であり、集中管理経費支払の対象とならないため、総務課で支払を行った。なお、過年度支出となったが、相手方よりこの件での遅延利息の請求は受けていない。 ・債権者：団体I ・債権者からの連絡日：R4.5.11 ・請求金額：132,000円（12か月分をま	「追録・定期刊行物管理」データベースに契約図書として登録し、相手方からの請求に基づき集中管理経費支払を行うべき定期刊行物について、担当者が納品と支払状況を突合し、未払いとなっているものがないか確認を行っていなかったこと及び上司による確認不足が原因である。 令和4年5月13日に契約の相手方へ未払いとなっていた令和2年度購読代金に係る請求書の提出を依頼し、同年5月17日に請求書を受領した。 その後、同年5月27日に購読代金を支払った。 令和5年6月30日に図書の契約状況及び、「追録・定期刊行物管理」データベースによる納品確認及び支払事務の流れ及び注意事項を整理し、担当者へ徹底を図った。 また、同年8月10日には、契約図書の納品状況を都度入力する管理簿を課の電子会議室上に作成し、図書の納品状況を所属全体で管理するとともに、

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	とめて請求) ・購読期間：R2.4～R3.3 ・債務の属する年度：R2年度 ・請求日：R3.2.1〔債権者が主張する日〕 ・支払期限：R3.2.15 ・請求書受理日：R4.5.17 ・支払日：R4.5.27 ・発生の要因：当時の担当者及び上司の支払状況の管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	「追録・定期刊行物管理」データベースで作成された納入検査書（集中管理経費支払の前提として所属が納品確認結果をもとに確定処理を行う書類）と管理簿を、担当者と上司でダブルチェックして支払手続を行うこととした。
10 統計課	市町村統計主管課長会議に係る講師謝金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：講演日時、謝礼等については講師に内諾を得ており、事前に支出負担行為の手続を行うべきことも認識していたが、手続を失念していた。 ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：報酬 6,000円 ・会議開催日：R4.4.25 ・支出負担行為起案日：R4.4.26 ・支出負担行為決裁日：R4.4.26 ・遅延日数：1日 ・発生の要因：担当者の理解不足、上司の進捗管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	令和4年度市町村統計主管課長会議に係る講師謝金の支出負担行為について、担当者が失念していたこと並びに副査及び上司の進捗管理が十分に行われていなかったことが原因である。 また、講師謝金について、支出負担行為兼支出命令にて処理可能であることを担当内で把握できていなかったことも原因の一つと考えられる。 令和4年4月26日に支出負担行為を起案し処理。 令和4年5月9日に支出命令を起案し、令和4年5月17日に講師謝金を支払った。 上司も含めて進捗管理を徹底するとともに、支出負担行為兼支出命令で処理可能なことについて、令和5年12月13日に当課全職員にメールを送付し、改めて周知した。
11危機管理部 危機対策・情報課	総合事務所等配置用データ通信機器に係る賃貸借契約について、遡って契約していた。 ・概要：モバイルWi-Fiルーター等の賃貸借にあたって、賃借料は、月額通信料と合算して毎月請求されることから、支出負担行為兼支出仕訳書で支払うこととして、通信会社に申込書を提出した。申し込み完了後、毎月の賃借料及び通信費を自動口座引き落としで支払うことについて、庶務集中課に相談したところ、翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約にも関わらず、長期継続契約の締結を行っていなかったことが判明したため、通信会社に申し込みをした日に契約日を遡って手続を行ったものの。 ・相手方：T(株)	担当者や上司が翌年度以降にわたるリース契約（長期継続契約）を締結する際の手続に対する認識が不足していたことが原因である。 長期継続契約の支出負担行為及び契約書締結を当初の申込日（令和4年12月8日）に遡って実施した。（契約伺い決裁日：令和5年2月3日）（会計部局に確認の上、発注伺い及び見積書徴取は省略とした。） 課内で契約内容の確認体制を徹底するため、チェックリストを作成し起案時に記入、添付するとともに、同様のミスを防ぐため、令和6年3月11日に、会計研修会（書面）を課内職員対象に実施した。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・契約期間：R4.12.20～R7.12.31 ・賃借物品：モバイルWi-Fiルーター16台、充電器16台 ・月額賃借料：7,040円（440円／月×16台） ・支払予定額：R4年度：21,120円（7,040円×3月） R5年度、R6年度：84,480円（7,040円×12月） R7年度：63,360円（7,040円×9月） ・契約締結日：R4.12.8（T(株)に申込書を提出した日） ・契約伺起案日：R5.1.31 ・契約伺決裁日：R5.2.3 ・遡り日数：1か月26日 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	
12 危機対策・情報課	鳥取県防災アプリ改修(顕著な大雪に関する気象情報追加)業務委託について、契約期間終了後に変更契約を締結していた。 ・概要：第1回変更契約において、業務内容の追加に伴い新アプリのリリース期限をR4.12.16から同年12.28に変更した。新アプリリリース後概ね3か月間は新旧アプリを同時運用する仕様としていたため、新アプリリリース期限の変更に伴い、旧アプリ停止期限も変更することから、契約期間を変更(延長)する必要があったにもかかわらず、変更を失念していた。業務完了後の手続を行う過程で担当者が気づき、契約期間を延長する変更契約を契約期間の最終日に遡って締結する手続を行った。 ・契約方法：随意契約（1者） ・相手方：(株)BI ・当初契約日：R4.9.12 ・当初契約金額：765,600円 ・当初契約期間：R4.9.12～R5.2.28 ・第1回変更契約日：R4.11.29 ・変更後契約額：831,600円（66,000円の増額） ・変更後契約期間：R4.9.12～R5.2.28（変更なし） ・新アプリリリース日：R4.12.1 ・旧アプリ停止日：R5.3.20 ・業務完了日：R5.3.28	担当者や上司が契約書面（契約期間等）に対する認識が不足しており、第1回変更契約時に変更事由に関連して変更すべき箇所を見落としていたことが原因である。 判明後速やかに変更契約を締結した。（変更契約日：令和5年2月28日） 課内で契約内容の確認体制を徹底するため、チェックリストを作成し起案時に記入、添付するとともに、同様のミスを防ぐため、令和6年3月11日に、会計研修会（書面）を課内職員対象に実施した。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																														
	・第2回変更契約日：R5.2.28 ・変更後契約額：831,600円（増減なし） ・変更後契約期間：R4.9.12～R5.3.28（R5.2.28から延長） ・変更契約伺起案日：R5.3.27 ・変更契約伺決裁日：R5.3.27 ・遡り日数：27日 ・発生の要因：上司の内容確認不足、担当者の失念 ・指摘の考え方：契約変更の時期が著しく不適正																															
13 消防防災課	危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託契約外3件について、見積書の受理後に予定価格調書を作成していた。 <table><tr><th>業務名</th><th>契約方法</th><th>予定価格</th><th>見積書提出期限</th><th>見積書受領日</th><th>予定価格調書作成日</th></tr><tr><td>危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託</td><td>随意契約（1者） （一財）A R</td><td>総支出予定額 1,987,843円 （単価契約）</td><td>R4.3.10</td><td>R4.3.7</td><td>R4.3.10</td></tr><tr><td>危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託</td><td>随意契約（1者） A S連合会</td><td>4,471円/人（単価契約） ※総支出予定額 3,183,780円</td><td>R4.3.10</td><td>R4.3.7</td><td>R4.3.10</td></tr><tr><td>消防設備士講習の実施に係る業務委託</td><td>随意契約（1者） （一財）A T</td><td>6,569円/人（単価契約） ※総支出予定額 2,003,606円</td><td>R4.3.10</td><td>R4.3.7</td><td>R4.3.10</td></tr><tr><td>第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状に係る業務委託</td><td>随意契約（1者） A U組合</td><td>総支出予定額 2,337,398円 （単価契約）</td><td>R4.3.11</td><td>R4.3.7</td><td>R4.3.10</td></tr></table> ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）	業務名	契約方法	予定価格	見積書提出期限	見積書受領日	予定価格調書作成日	危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託	随意契約（1者） （一財）A R	総支出予定額 1,987,843円 （単価契約）	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10	危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託	随意契約（1者） A S連合会	4,471円/人（単価契約） ※総支出予定額 3,183,780円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10	消防設備士講習の実施に係る業務委託	随意契約（1者） （一財）A T	6,569円/人（単価契約） ※総支出予定額 2,003,606円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10	第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状に係る業務委託	随意契約（1者） A U組合	総支出予定額 2,337,398円 （単価契約）	R4.3.11	R4.3.7	R4.3.10	所属長の進捗管理及び内容の確認不足と担当者の認識不足によるもの。 所属長は、発注伺決裁後、開札日までに予定価格調書を作成する。 今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、所属長への認識徹底を行った。
業務名	契約方法	予定価格	見積書提出期限	見積書受領日	予定価格調書作成日																											
危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る業務委託	随意契約（1者） （一財）A R	総支出予定額 1,987,843円 （単価契約）	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10																											
危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託	随意契約（1者） A S連合会	4,471円/人（単価契約） ※総支出予定額 3,183,780円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10																											
消防設備士講習の実施に係る業務委託	随意契約（1者） （一財）A T	6,569円/人（単価契約） ※総支出予定額 2,003,606円	R4.3.10	R4.3.7	R4.3.10																											
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状に係る業務委託	随意契約（1者） A U組合	総支出予定額 2,337,398円 （単価契約）	R4.3.11	R4.3.7	R4.3.10																											
14 消防防災課	とっとり災害記録伝承ポータル鳥取大地震コンテンツ作業業務委託について、予定価格調書を決裁権者でない者が作成していた。 ・概要：自署又は押印のない予定価格調書をパソコンで作成し、✕を記入した封筒で封書にしていた。決裁権者（所属長）が作成したものか判断できなかったため誰が作成したものか確認したところ、担当者が作成したとの回答があったもの。 ※なお、予定価格調書については、R3年度以降は作成者の押印は省略できることとされている。また、封緘は押印によることとはされていない。 ・契約方法：随意契約（1者） ・契約の相手：（株）A X ・見積額：1,023,000円 ・予定価格：1,023,000円 ・契約額：1,023,000円 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足	予定価格調書はパソコンで作成してもよいと会計指導課に確認の上、金額自体は所属長が決定していたが、所属長の認識誤りと担当者の認識不足により、金額入力を含めた作成作業を担当者に行わせてしまったもの。 所属長は、担当者が作成した調書様式に金額を自署するか、所属長自身がパソコンで金額入りのものを作成する。 今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、所属長への認識徹底を行った。																														

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・指摘の考え方: 予定価格調書の作成が著しく不適正	
15 消防防災課	消防団の魅力発信動画制作業務委託契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。 ・概要: 予定価格調書を作成していたが封書にしていなかった。また予定価格調書用の封筒も作成していなかった。 ・契約方法: 随意契約（公募型プロポーザル（6者参加）最優秀提案者） ・契約の相手: (株) A X ・見積金額: 1,897,500円 ・予定価格: 1,897,500円 ・契約金額: 1,897,500円 ・発生の要因: 担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方: 入札等に係る事務が著しく不適正	所属長の認識・確認不足と担当者の認識不足によるもの。 所属長は、予定価格調書を記入したら、自身で封筒に封入する。 今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、所属長への認識徹底を行った。
16地域社会 振興部 スポーツ課	「第77回国民体育大会知事表彰」の開催に係る会場使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要: 支出負担行為の事務手続が必要なことは認識していたが、起案するのを失念し遅延したもの。 ・相手方: (株) A J ・知事表彰日: R 4. 12. 22 ・見積書受理日: R 4. 12. 19 ・見積金額: 310,660円（会場使用料: 297,660円、装花代（需用費）: 13,000円） ・支出負担行為: R 4. 12. 27 起案・決裁日 ・遅延日数: 5日 ・発生の要因: 担当者の失念、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない	担当者が支出負担行為事務を失念していたこと、上司による進行管理が不十分であったことが原因である。 今回の指摘事項を課内共有し、担当者による適切な事務処理と上司の進捗管理の徹底を所属内で改めて確認した。 同様の事態が生じないよう業務の進捗状況について上司、副査への共有を徹底することとした。
17 文化財課	ふるさと未来創造工房（緋）製作体験運営業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要: 支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と誤認しており、支払の段階で誤りに気づいたため、遅延したもの。 ・相手方: 団体 A K ・体験学習開催日: R 5. 2. 9 ・見積書受理日: R 5. 1. 20	担当者が会計規則等を十分に把握できておらず、誤った事務処理をしてしまったこと及び上司を含めた課内の進行管理が徹底していなかったことが原因である。 今回の指摘内容を所属内に周知し、適切な時期に支出負担行為を行うよう指示した。 支出負担行為が必要となる事業の実施前には、担当者と上司がダブルチェックにて事業内容等を確認しながら、

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・見積書金額：258,840円 ・支出負担行為起案日：R5.2.21 ・支出負担行為決裁日：R5.2.22 ・遅延日数：13日 ・発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	進行状況を管理することとした。
18 文化財課	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金について、遑って交付決定をしていた。 ・概要：年度当初から行う事業への補助であるが、事務手続の遅れで支出負担行為が遅延し、日付を遑って交付決定していた。 ・相手方：日南町 ・交付申請書受理日：R4.3.25 ・交付決定日：R4.4.1 ・交付決定額：540,000円 ・支出負担行為起案日：R4.4.17 ・支出負担行為決裁日：R4.5.9 ・遅延日数：1か月8日 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者が交付申請者に交付申請添付書類修正指示を行った後の進行管理及び上司を含めた課内の進行管理の不足が原因である。 国の随伴事業であるため、国の（変更）交付決定日と同日に揃えて遑り処理を行っていたが、県補助金交付要綱について県の補助対象は国庫補助金の（変更）交付決定以降に生じた経費とするよう見直しの改正を行った。
19 とっとり弥生の王国推進課	令和4年度とっとり弥生の王国ツーリズム事業 旅行商品化促進ワークショップ及び情報発信業務の契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。 ・概要：予定価格調書は作成していたが、契約権者が予定価格調書を封書にしなければならない認識がなかったため、封書にせず事務担当者に渡し、受け取った事務担当者や保管していたその上司も気付かないまま契約事務を行っていた。 ・契約方法：随意契約（1者） ・相手方：（公社）BL ・予定価格：3,207,000円 ・契約金額：3,206,500円 ・発生の要因：契約権者、事務担当者及びその上司の関係規程等の認識不足 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正	担当者及び上司が予定価格調書の作成手順を失念していたことが原因である。 同様の事態が生じないよう監査指摘事項を所属内共有し、職員間で知識や認識の差により事務処理の遺漏が生じないように、事務の手順、手続について改めて確認した。
20 東部地域振興事務所	鳥取県東部庁舎5階女子多目的トイレ自動ドア取替業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	見積書徴収後、部品納入の見込みがたらず部品納入後に契約事務を行う方針とし事務処理を保留していた。 業者から部品が納入され修繕可能と

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・概要：見積書を受領していたが、相手方の部品の納入見込が立った時点での契約締結という方針を受け、事務手続を保留していた。相手方から部品納入の連絡を受け、支出負担行為の手続前に作業実施を依頼したもの。 ・相手方：U(株) ・見積書受理日：R5.1.13 ・契約金額：595,760円 ・契約日：R5.3.1 ・業務期間：R5.3.1～R5.3.20 ・支出負担行為起案日：R5.3.8 ・支出負担行為決裁日：R5.3.10 ・遅延日数：9日 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	の連絡があった際、担当者は年度末の多忙期であったため支出負担行為等の事務手続を失念し、事務処理前に作業実施（修繕発注）を依頼してしまった。また、上司の進捗管理も十分でなかったもの。 見積書を徴収した段階で処理方針を簡易決裁DBの活用により課内協議及び情報共有を行い組織として丁寧な進捗管理を行うこととした。 令和5年度当初より事務担当者は簡易決裁DBを活用し、見積書を徴収した段階で上司と情報共有し処理方針についても速やかに決裁を行うよう徹底している。加えて、関係書類が整理でき次第に支出負担行為等会計事務も速やかに進めている。
21 むきばんだ 史跡公園	官公庁向け Adobe MLP Creative Cloud Complete (12ヶ月) ライセンスパックに係る使用料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：見積書受領後、支出負担行為の事務手続をするのを失念しており、R5.3.8に納品があった際に気づいた。R5.3.8は受け取らず、支出負担行為決裁後、R5.3.10に再度納品してもらっていた。 ・相手方：(株)AL ・発注伺決裁日：R5.2.14 ・見積書受理日：R5.2.17 ・見積金額：242,000円 ・発注日：R5.2.20（電話で発注） ・当初納品日：R5.3.8 ・支出負担行為起案日：R5.3.9 ・支出負担行為決裁日：R5.3.10 ・再納品日：R5.3.10 ・検査日：R5.3.10 ・遅延日数：18日（発注日から起算） ・発生の要因：担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	二者からの見積書受領後、担当者は最低価格を提示した業者へ電話で発注したが、支出負担行為書の作成を失念したこと、及び上司も支出負担行為書が作成されていないことに気づかなかったことが原因である。 令和5年3月8日の納品時にライセンスを受け取らず、すぐに支出負担行為書を作成、同年3月10日に所属長の決裁後、再度納品してもらった。 支出負担行為等が必要となる金額の業務等については、事務担当者が事務処理状況を一覧表に作成し、発注伺起案日、見積依頼日、見積書提出日、負担行為作成日等、一つ一つの事務処理の状況を可視化し、確認しながら業務を進めることとした。また、上司及び関連する職員がその一覧表を確認、情報共有しながら進行状況を管理する。
22福祉保健 部 健康政策課	元東部健康増進センター用地に係る財産貸付収入について、令和2年度、令和3年度分の調定を行っていないものがあった。また、令和4年度分の調定も遅延して	担当者が調定事務を失念していたこと並びに上司による進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																																																
	いた。 ・概要：複数年の貸付契約をしている財産貸付収入について、令和2年度及び令和3年度分の調定を当該年度に行っていなかったため、令和4年度に調定していた。また、令和4年度分の調定についても年度当初に調定していなかった。 <table><tr><th>貸付先</th><th>貸付期間</th><th>調定額(円)</th><th>調定すべき日</th><th>調定年月日</th><th>滞延日数</th></tr><tr><td rowspan="3">A(株)</td><td rowspan="3">R30.9.21 ～R5.3.31</td><td>R2 7,480</td><td>R2 R2.4.1</td><td rowspan="3">R4.9.12</td><td>(過年度)</td></tr><tr><td>R3 7,480</td><td>R3 R3.4.1</td><td>(過年度)</td></tr><tr><td>R4 7,480</td><td>R4 R4.4.1</td><td>5か月11日</td></tr><tr><td colspan="2">A(株) 計</td><td>22,440</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">B(株)</td><td rowspan="3">R30.12.1 ～R5.3.31</td><td>R2 14,960</td><td>R2 R2.4.1</td><td rowspan="3">R4.7.13</td><td>(過年度)</td></tr><tr><td>R3 14,960</td><td>R3 R3.4.1</td><td>(過年度)</td></tr><tr><td>R4 14,960</td><td>R4 R4.4.1</td><td>3か月12日</td></tr><tr><td colspan="2">B(株) 計</td><td>44,880</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>67,320</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・発生の要因：上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（複数年かつ過年度の調定漏れ）	貸付先	貸付期間	調定額(円)	調定すべき日	調定年月日	滞延日数	A(株)	R30.9.21 ～R5.3.31	R2 7,480	R2 R2.4.1	R4.9.12	(過年度)	R3 7,480	R3 R3.4.1	(過年度)	R4 7,480	R4 R4.4.1	5か月11日	A(株) 計		22,440				B(株)	R30.12.1 ～R5.3.31	R2 14,960	R2 R2.4.1	R4.7.13	(過年度)	R3 14,960	R3 R3.4.1	(過年度)	R4 14,960	R4 R4.4.1	3か月12日	B(株) 計		44,880				合 計		67,320				未調定判明後、速やかに契約の相手方と連絡を取り、調定を行った。 上司と担当者で進捗確認できるよう、調定が必要な契約をリスト化し、共有することとした。
貸付先	貸付期間	調定額(円)	調定すべき日	調定年月日	滞延日数																																													
A(株)	R30.9.21 ～R5.3.31	R2 7,480	R2 R2.4.1	R4.9.12	(過年度)																																													
		R3 7,480	R3 R3.4.1		(過年度)																																													
		R4 7,480	R4 R4.4.1		5か月11日																																													
A(株) 計		22,440																																																
B(株)	R30.12.1 ～R5.3.31	R2 14,960	R2 R2.4.1	R4.7.13	(過年度)																																													
		R3 14,960	R3 R3.4.1		(過年度)																																													
		R4 14,960	R4 R4.4.1		3か月12日																																													
B(株) 計		44,880																																																
合 計		67,320																																																
23 健康政策課	鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金について、交付決定が遅延していた。 ・概要 要：5市町から申請があったが、まとめて交付決定したため、早期に交付申請していた市町の交付決定が遅延した。 ・交付決定起案日：R4.8.3 ・交付決定決裁日：R4.8.18 ・交付決定日：R4.8.25 ・交付申請書受理日等 <table><tr><th>市町村</th><th>交付申請受理日</th><th>交付決定期限</th><th>交付決定金額</th><th>滞延日数</th></tr><tr><td>伯耆町</td><td>R4.4.21</td><td>R4.5.21</td><td>28,000円</td><td>3か月4日</td></tr><tr><td>鳥取市</td><td>R4.7.13</td><td>R4.8.12</td><td>140,000円</td><td>13日</td></tr><tr><td>琴浦町</td><td>R4.7.13</td><td>R4.8.12</td><td>63,000円</td><td>13日</td></tr><tr><td>北栄町</td><td>R4.7.15</td><td>R4.8.14</td><td>667,000円</td><td>11日</td></tr><tr><td>南条町</td><td>R4.8.2</td><td>R4.9.1</td><td>28,000円</td><td>(滞延なし)</td></tr></table> ・発生の要因：上司の進行管理不足、担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	市町村	交付申請受理日	交付決定期限	交付決定金額	滞延日数	伯耆町	R4.4.21	R4.5.21	28,000円	3か月4日	鳥取市	R4.7.13	R4.8.12	140,000円	13日	琴浦町	R4.7.13	R4.8.12	63,000円	13日	北栄町	R4.7.15	R4.8.14	667,000円	11日	南条町	R4.8.2	R4.9.1	28,000円	(滞延なし)	担当者の関係規程等の認識不足並びに上司による進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。 まとめて交付決定することをやめ、交付申請ごとに交付決定することとした。 課内で今回の事案を情報共有するとともに、適切な時期に支出負担行為を行うよう周知徹底した。																		
市町村	交付申請受理日	交付決定期限	交付決定金額	滞延日数																																														
伯耆町	R4.4.21	R4.5.21	28,000円	3か月4日																																														
鳥取市	R4.7.13	R4.8.12	140,000円	13日																																														
琴浦町	R4.7.13	R4.8.12	63,000円	13日																																														
北栄町	R4.7.15	R4.8.14	667,000円	11日																																														
南条町	R4.8.2	R4.9.1	28,000円	(滞延なし)																																														
24 医療政策課	社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補助金について、交付決定が遅延していた。 ・概要：申請書はメールで送られていたが、メールを見落としていたため未処理であった。AG病院から指摘があり未処理であることに気づき、手続を行ったため交付決定が遅延した。 ・交付申請者：AG病院 ・申請日：R4.10.26 ・申請書受理日：R4.10.31 ・交付金額：587,000円 ・交付決定期限：R4.11.30 ・交付決定日：R5.1.13 ・滞延日数：1か月13日 ・発生の要因：担当者の失念、上司の進	課の代表メールアドレスで申請書類を受け付けていたところ、担当者の確認が十分でなく、見落としがあったことが原因である（新型コロナウイルス感染症のまん延下であり、申請件数が大変多かった時期でもあった）。 担当者及び副査の双方による日々のメールの確認を行うこととした。 本申請に関する処理を行った令和5年1月13日以降、日々のメール確認を徹底しているほか、監査指摘に関する知事報告のあった令和5年11月28日に、今回の指摘内容を改めて所属内に周知した。																																																

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	行管理不足 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない	
25 医療・保険課	新型コロナワクチン相談センター設置及び運営に係る業務委託契約について、変更契約締結の事務手続が遅延していた。 ・概要: 令和4年9月から小児ワクチンの接種努力義務化、オミクロン対応ワクチンの追加など、従来型ワクチンに多様な種類のワクチンが加わったこと、ワクチン接種義務の対象範囲が小児まで広がったことで、委託業者が幅広い年齢層からの相談に対応する必要性が高まり、相談対応のための知識の習得など業務内容の多様化高度化に対応するため、変更契約が必要となった。上記の相談対応業務内容の多様化高度化については事前に予測することはできず、9月になってから委託先での相談対応業務が多様化高度化した状況になっていることが判明した。その結果、変更契約について委託先から9月上旬に相談を受け、状況を把握・確認した上で、多様化高度化した相談対応が始まった9月に遡って変更契約を締結した。 ・相手方: (公財) S ・契約日: R4. 4. 1 ・契約期間: R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 ・契約金額: 8,949,075円 ・変更後契約金額: 11,347,575円 ・変更契約日: R4. 9. 2 ・支出負担行為起案日: R4.10. 5 ・支出負担行為決裁日: R4.10. 5 ・遡り日数: 1か月3日 ・発生の要因: 担当者及び上司の進行管理不足等 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない	令和4年9月からワクチンの種類や接種対象者が大きく拡大したことを受け、同年9月以降常時多様化高度化してきた相談内容に即時対応しなければならぬ状況となったが、同年9月2日になってオミクロン株対応ワクチンの接種時期・対象者等の方針が示されるなど、国の方針決定が遅かったため、相談内容の変化を同年8月以前に予測することはできず、同年9月上旬に委託先から相談を受けて初めて状況が判明したことが原因である。 令和4年9月2日付けで変更契約締結済み。 予測ができない状況が生じた場合でも、できるだけ速やかに事務処理を行う必要があるため、状況変化を把握次第速やかに担当課へ相談するよう、委託先に徹底した。 担当課としても、接種体制の変化により相談内容が左右されることを改めて認識し、なるべく早く状況変化の予測を行えるよう、一層の情報収集を行っている。
26 感染症対策課	新型コロナウイルス感染症医療関係者協議会に係る報償費及び特別旅費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要: 開催が急遽決定したため、旅費算定等に時間を要し、開催前に支出負担行為の手続を行うことができなかった。 ・会議の開催日: R4.10.27 ・支出負担行為起案日: R4.11. 8	担当者及び上司による進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。 令和4年11月8日に支出負担行為を行い支払いの手続を行った。 令和5年12月17日に、メールにより、課内全職員に対して、適切な進行管理と早めの情報共有・相談により、事務の遅延を防止するよう周知徹底した。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																								
	・支出負担行為決裁日：R4.11.9 ・支出負担行為額：69,175円（報償費 64,400円、特別旅費 4,775円） ・遅延日数：13日 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足等 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない																									
27 感染症対策課	新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務委託契約について、遡って契約していた。 ・概要：令和4年3月初旬に業務委託について協議を開始したが、業務内容の諸条件、診療単価及び検査単価の見直し等の協議に時間を要し、4月初旬に合意したため、契約の締結事務が遅延したもの。 <table border="1"> <tr> <td>契約名</td><td>①新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務</td><td>②新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務</td></tr> <tr> <td>相手方</td><td>(有) A Y</td><td>(有) X</td></tr> <tr> <td>契約金額</td><td>単価契約</td><td>単価契約</td></tr> <tr> <td>契約期間</td><td>R4.4.1～R5.3.31</td><td>R4.4.1～R5.3.31</td></tr> <tr> <td>締結日</td><td>R4.4.19</td><td>R4.4.19</td></tr> <tr> <td>決裁日</td><td>R4.4.21</td><td>R4.4.21</td></tr> <tr> <td>契約日</td><td>R4.5.2</td><td>R4.5.2</td></tr> <tr> <td>履行日数</td><td>1か月1日</td><td>1か月1日</td></tr> </table> ・発生の要因：上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	契約名	①新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務	②新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務	相手方	(有) A Y	(有) X	契約金額	単価契約	単価契約	契約期間	R4.4.1～R5.3.31	R4.4.1～R5.3.31	締結日	R4.4.19	R4.4.19	決裁日	R4.4.21	R4.4.21	契約日	R4.5.2	R4.5.2	履行日数	1か月1日	1か月1日	上司による進行管理が十分に行われていなかったことが原因である。 令和4年4月初旬の業務内容の諸条件等に係る合意ののち、同年4月中旬に支出負担行為を行い契約締結した。 令和5年12月17日に、メールにより、課内全職員に対して、適切な進行管理と早めの情報共有・相談により、事務の遅延を防止するよう周知徹底した。
契約名	①新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務	②新型コロナウイルス感染症に係る行政検査実施業務																								
相手方	(有) A Y	(有) X																								
契約金額	単価契約	単価契約																								
契約期間	R4.4.1～R5.3.31	R4.4.1～R5.3.31																								
締結日	R4.4.19	R4.4.19																								
決裁日	R4.4.21	R4.4.21																								
契約日	R4.5.2	R4.5.2																								
履行日数	1か月1日	1か月1日																								
28 倉吉総合看護専門学校	鳥取県立倉吉総合看護専門学校普通電力量計設置等業務委託契約について、予定価格を増額変更していた。 ・概要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。 ・当初予定価格：2,055,900円 ・変更後予定価格：2,167,000円 ・契約金額：2,167,000円 ・当初予定価格と契約金額の差額：111,100円 ・契約期間：R4.10.26～R5.3.15 ・相手方：（有）A Y ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正	担当者及び上司の関係規程等への認識不足が原因である。 事務担当内で今回の事案を情報共有し、事務処理に迷う場合は会計管理部に確認すること等、改めて適正な契約事務を行うよう指導・徹底した。 一般競争入札で不落札になった場合の取扱注意事項を、契約進捗状況表に明記した。																								
29子ども家庭部 子育て王国課	鳥取県子ども・子育て支援交付金の交付決定について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：担当者が交付決定とは別に支出負担行為を行っても差し支えないと誤認し、交付決定を電子決裁（一般）で起案し、統括審査課の審査を受け	本来、交付決定と支出負担行為は同時に行うべきものであるものの、担当者が交付決定とは別に支出負担行為を行っても差し支えないと誤認していたこと並びに副査及び上司による確認が十分行われていなかったことが原因である。																								

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	ていなかった。支出負担行為は概算払時に起案を行った。 ・交付決定額：709,793,000円 ・相手方：県内市町村 ・交付決定起案日：R4. 12. 2 ・交付決定決裁日：R4. 12. 2 ・支出負担行為起案日：R4. 12. 13 ・支出負担行為決裁日：R4. 12. 13 ・遅延日数：11日 ・概算払日：R4. 12. 23 ・発生の要因：担当者の判断誤り、上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	支出負担行為の起案時に統括審査課の審査を受け、概算払いを行った。 令和5年11月28日に今回の指摘内容を所属内に周知し、今後の適切な事務手続の徹底、事業担当の主査・副査間での相互確認、さらに上司も確認することを徹底した。
30 総合教育推進課	パソコン賃貸借契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：旧年度（R3年度）において、担当職員が休職したことに伴い所掌事務の変更があったが、その際に引継ぎの不備があり、本案件の契約事務を行うという認識が欠如しており、旧年度中に支出負担行為の事務手続をせず遅延したもの。 ・契約日：R4. 4. 1 ・業務期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31 ・受注者：(株) X ・契約金額：66,000円 ・支出負担行為決裁日：R4. 4. 7 ・遅延日数：6日 ・発生の要因：担当者間の連携不足、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	本庁部内で独自調達しているパソコンの状況が整理できておらず、支出負担行為が必要である旨の引継ぎが適切に行われていなかったことが原因である。 本庁部内で独自調達しているパソコンの一覧を整備して主管課総務担当内で共有し、適期に支出負担行為の事務手続を行うこととした。なお、当該パソコンについては、県庁一括調達に切り替えることとした。 主管課総務担当が引継ぎを徹底し、独自調達しているパソコンの支出負担行為の事務手続を適期に行う。
31 喜多原学園	扶助費（入所児童に係る理髪代金）について、支払が遅延していた。（過年度支出） ・概要：児童の引率者と会計担当者の連絡が不十分であったことから、過年度支出となったもの。債権者が確定申告の準備中に税理士から指摘があり、令和4年1月分の理髪代金の支払確認の依頼があった。支払手続がされていないこと、請求書が不明であることを確認し、請求書の再発行を依頼した。 ・債権者：個人 J ・債権者からの連絡日：R5. 3. 1 ・役務の提供のあった日：R4. 1. 13、26、27、28	児童の引率者から会計担当者への連絡が不十分であったこと、会計担当者も請求状況の確認が徹底できていなかったことが原因である。 理髪代金の支払いがされていないことを確認し、令和5年3月7日に支払いを行った。 令和5年3月2日に未払い事案があったことを所属内に周知し、会計事務について適切に処理を行うよう確認を行った。 併せて理髪の際の事前伺いを徹底し、伺書に支払日を記載することとした。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	・債務の属する年度：R3年度 ・支払金額：20,000円 ・履行確認検査日：R4.2.1 ・請求日：R4.1.28（債権者が主張する請求日） ・請求書受理日：R5.3.1 ・支払日：R5.3.7 ・発生の要因：上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	
32 皆成学園	業務用全自動洗濯機点検保守業務について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：契約書について、V（株）が指定する契約書様式でなければならず、その様式の送付が遅延したもの。担当は、送付について督促していた。 ・契約日：R4.4.1 ・業務期間：R4.4.1～R5.3.31 ・受注者：V（株） ・契約金額：41,360円 ・支出負担 行為決裁日：R4.4.13 ・遅延日数：12日 ・発生の要因：相手方の書類提出の遅延等 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	当方から相手方に書類（契約書）の送付について督促していたが、相手方の書類提出の遅延により発生したもの。 契約前に相手方へ必要となる書類作成の内容及び提出時期等を事前に確認して事務手続を行う。 契約前に担当から相手方へ必要となる書類作成の内容及び提出時期等を事前に電話で確認する。
33 総合療育センター	おしどりネット利用契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：センターで支出している他の負担金は契約を伴うものがなく、契約手続が必要な負担金があることを担当者が失念していて、契約を遡りしたもの。 ・契約日：R4.4.1 ・業務期間：R4.4.1～R5.3.31 ・受注者：（特非）W ・契約金額：720,000円 ・支出負担 行為決裁日：R4.4.26 ・遅延日数：25日 ・発生の要因：担当者の失念及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者が負担金ということもあり契約が必要であることを失念していたこと並びに副査及び上司による確認も十分行われていなかったことが原因である。 相手方に対して、令和4年4月1日に遡って契約を締結する旨説明し、了解を得た。 令和5年11月28日に今回の指摘内容を所属内に周知した。運用中のチェックリストから当該項目が漏れていたため追加を行い、引き続き主査・副査間で相互確認し、上司も確認することを徹底した。
34生活環境部	令和4年度再生可能エネルギー体験学習実施業務委託契約について、支出負担行	前年度担当者との引継ぎの不十分、後任担当者の委託先との調整不足及び

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
脱炭素社会推進課	為の事務手続が遅延していた。 ・概要：担当者の失念により前年度内に起案ができなかったため、後任の担当者が4月8日付けで契約を締結したが、本委託業務に係る電柱広告についての契約及びeラーニング（小学生対象の環境教育用インターネット配信）システムのレンタル契約期間（R4.4.1～R5.3.31）に合わせて4月1日付けで契約を締結する必要があったため、再起案を行い、委託期間と契約日を4月1日に遡って締結する手続を行ったもの。 ・業務内容：「とっとり自然環境館」を拠点として再生可能エネルギーや地球環境をテーマとした体験型講座を通年開催することにより、来訪者に対する環境意識の醸成や環境活動の推進を図る。 ・契約形態：随意契約（1者） ・相手方：（特非）Y ・契約金額：2,000,000円 ・契約日：R4.4.1 ・委託期間：R4.4.1～R5.3.31 ・当初契約日：R4.4.8 ・当初委託期間：R4.4.8～R5.3.31 ・当初支出負担行為起案日：R4.4.8 ・当初支出負担行為決裁日：R4.4.8 ・支出負担行為起案日：R4.5.18 ・支出負担行為決裁日：R4.5.19 ・遅延日数：1か月18日 ・発生の要因：担当者の失念、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	事務失念並びに副査及び上司による進捗管理不足が原因である。 委託期間と契約日を令和4年4月8日付けの契約締結を廃案し、同年4月1日に遡って締結する手続を行った。 令和5年11月28日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者には令和5年度2月議会閉会日（予算可決）をもって、令和6年4月1日付け契約締結の手続を指導した。
35 自然共生課	レッドデータブックとっとり（第3版）発刊業務委託契約について、予定価格調書を見積書受理後に作成していた。 ・契約方法：随意契約（1者） ・相手方：A V（株） ・契約額：2,728,000円 ・発注伺決裁日：R5.2.28 ・見積書提出期限：R5.3.10 ・見積書受理日：R5.3.3 ・予定価格調書作成日：R5.3.6 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予	担当者及び上司の会計規則への認識不足ことが原因である。 総括課長補佐が令和5年11月28日に今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者には今回の経緯を再度確認し、指導を行った。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	定価額100万円以上)	
36 商工労働部 商工政策課	複合機の賃貸借に係る契約について、賃貸借期間終了後に期間延長の変更契約を締結していた。 ・概要：賃貸借期間の延伸に係る変更契約を当初賃貸借期間の終了日翌日に締結していたもの。 ・契約方法：随意契約 ・契約の相手方：(株) B J ・契約金額：3円／枚（単価） ・契約日：R4. 4. 1 ・当初賃貸借期間：R4. 4. 1～R4. 6. 30 ・変更契約日：R4. 7. 1 ・変更契約期間：R4. 4. 1～R4. 7. 31 ・変更契約伺起案日：R4. 7. 1 ・変更契約伺決裁日：R4. 7. 1 ・遅延日数：1日 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：契約変更の時期が著しく不適正	応援金事務の円滑化を図るため、急遽、複合機を導入した一台について、年度中途に契約が満了することを担当者が失念しており、上司も十分に進行管理を行うことができていなかったことが原因である。 適切に契約事務を行っていくため、担当者一人ではなく、複数の職員が契約期間を確認することができるよう、以下のとおり再発防止策を講じた。 令和5年7月11日の事務監査受検後、所属内に周知し、既に行っている契約内容を担当者全員が確認するとともに、契約事務処理要領について所属内に周知徹底した。 さらに、締結しているすべての契約について、課の電子会議室で見える化し、担当者だけでなく、所属全員が進捗管理を把握できるよう改善した。
37 商工政策課	中小企業経営力強靱化補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。 ・概要：R4. 7月から複数回にわたって実績報告書の提出を督促したが、相手からの提出が遅延したもの。 ・補助事業者：(株) B N ・交付決定額：367,000円（概算払なし） ・確定額：302,000円（R5. 3. 1精算払） ・交付決定：R4. 5. 27～R4. 7. 15 事業期間 ・事業終了日：R4. 7. 15 ・実績報告書：R5. 2. 17 提出日 ・実績報告書：R5. 2. 21 受理日 ・実績報告書：R4. 8. 4 提出期限 ・遅延日数：6か月17日 ・発生の要因：団体の書類提出の遅延 ・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延（6か月以上の遅延）	担当者が、補助金交付要綱に基づき補助事業者に対して実績報告書の提出を督促したものの、補助事業者の事業繁忙により実績報告書の提出が遅延したことが原因である。 補助事業者に対して、補助金交付要綱に基づき事業完了後20日以内に実績報告書を提出するなど、適切な事務手続を行うよう改めて周知を行った。 令和5年7月11日の事務監査受検後、所属内に周知し、今年度の補助金交付決定を行っているすべての補助事業について、実績報告書提出が遅延しているものはないか改めて確認を行った。 さらに、その後に交付決定を行ったものもあることから、補助金の交付手続に係る進捗状況を課電子会議室で見える化し、担当者だけでなく、所属全員が進捗管理を把握できるよう改善した。
38 鳥取県立鳥取ハローワーク	鳥取県地域若者サポートステーション運営業務委託契約について、あらかじめ定めた相手方との随意契約において支出負担行為額及び契約金額が見積書に記載された見積金額と異なっていた。	令和4年3月中旬に職員2名が新型コロナウイルス陽性となったことで、一定期間事務処理がストップしてしまい、3月下旬の約一週間に年度末の業務が集中することになった。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	- 概要: 起案の準備段階で前年度契約に係る見積書及び予定価格調書を添付していたところ、令和4年度分の見積書及び予定価格調書への差替を失念したまま起案したため、令和4年度の見積書に記載された金額と異なる前年度の見積金額で契約を締結したものである。 - 契約の締結後、契約金額の誤りが判明したことから、締結した契約を取り消し、正当な金額で再起案の上令和4年4月1日に遡って契約を締結していた。 - 契約の相手方: (特非) AO - 契約日: R4. 4. 1 - 委託期間: R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 - 予算額: 19,174,000円 (前年度予算額も同額) - 見積金額: 19,008,392円 - 取消前契約金額: 19,007,067円 - 取消起案(決裁)日: R4. 5. 25 - 契約伺再起案(決裁)日: R4. 5. 26 - 再起案後契約金額: 19,008,392円 - 発生の要因: 担当者の失念及び上司の内容確認不足 - 指摘の考え方: 支出負担行為の内容が著しく不適正	前年度分の起案をコピーして準備していた当該契約伺については、業務が山積み、処理に忙殺される担当者が見積書等の差替えを失念していたことに加え、令和4年4月1日付け契約であることから、所属としても処理を急がなければという焦りから十分な確認が行われなかったもの。 直ちに受託者に対して契約額の訂正をお知らせし、改めて受託者と正当な金額による契約書を交わした。 本件事務の不始末発覚後、速やかに所内職員へ副査の確認審査の徹底等を注意喚起した。 「支出負担行為等進捗状況確認チェックリスト」を作成し、年度当初業務に遅延が生じることなく、同様のミスが起こらないようにするなど、業務の進捗管理の「見える化」を徹底することとした。
39農林水産部 生産振興課	鳥取県環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業費補助金について、交付決定を遡っているものがあつた。 - 概要: 担当者が交付要綱の交付決定の時期について、国の交付決定通知(R4. 5. 19)を起算日として30日が経過する日までの間に交付決定すればよいと誤った解釈をしたため、交付決定の日をちを遡ることとなった。 - 交付申請団体: AH協議会 - 交付決定額: 1,893,786円 - 団体からの交付申請書受理日: R4. 4. 7 - 国への交付申請日: R4. 5. 2 - 国の交付決定通知日: R4. 5. 19 (申請日から通知日までの日数: 18日) - 県の交付決定起案日: R4. 6. 7 - 県の交付決定決裁日: R4. 6. 13 - 県の交付決定日: R4. 5. 24 (遡り)(R4. 4. 7から48日経過する日) - 遡り日数: 20日 - 発生の要因: 担当者及び上司の内容確認不足	担当者及び上司の内容確認不足により、交付要綱に定める交付決定の時期を誤認していたことが原因である。 令和4年5月24日に交付決定日を遡り、令和4年6月17日に申請者に通知を行った。 令和4年6月17日、統括審査課からの指摘を受け、指摘事項を確認したうえで、課内全員に対し口頭で指摘内容について説明、指導を行うとともに、補助金事務の理解促進を図るとともに、複数の担当者で通知を確認し、担当者と担当上司が期日のダブルチェックを行うこととした。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	認不足 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない	
40 販路拡大・輸出促進課	鳥取県産食材ブランド化推進業務委託契約について、業務期間を遡っていた。 ・概要: スケジュールに余裕がなく、かつ、相手方の契約保証金納付が遅れたため契約締結が遅くなり、契約期間を相手方が現地視察の宿泊手配を行った8月22日まで遡ったもの。 ・相手方: (株) Z ・契約方法: 1者随契 ・予定価格調書作成日: R4.9.2 ・見積書受理日: R4.9.5 ・契約保証金納付日: R4.9.30 ・契約締結日: R4.10.7 ・契約期間: R4.10.7～R4.12.28。ただし、R4.8.22から契約締結日までの間に履行した委託業務は効力を有する。 ・遡及を含む契約期間: R4.8.22～R4.12.28 ・支出負担行為起案日: R4.10.3 ・支出負担行為決裁日: R4.10.7 ・契約金額: 3,300,000円 ・遡り日数: 1か月15日 ・発生の要因: 担当者及び上司の進行管理不足、相手方の手続の遅れ ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に行われていない	契約の相手方の都合により業務開始が早まったこと、契約保証金の納付に時間を要したことなど想定外の要因もあるが、担当者及び上司の業務遂行に伴う内容の確認不足が主たる原因である。 契約締結日は令和4年10月7日としたが、相手方が現地視察の宿泊手配を行った令和4年8月22日から契約締結日までの間に履行した委託業務は効力を有することとした。 令和4年11月25日、今回の事務担当職員へは、業務確認の徹底と会計規程の遵守を指導した。 また、令和4年11月25日、指摘事項を例に課内職員に注意喚起を行い、上司・担当内での情報の共有とスケジュール管理を徹底することとした。
41 販路拡大・輸出促進課	令和4年度星空舞等情報発信業務委託契約について、遡って契約していた。 ・概要: スケジュールに余裕がなく、発注伺の審査終了日に契約伺を起案したが、決裁が業務開始日に間に合わなかった。 ・相手方: (株) AA ・契約方法: 1者随契 ・予定価格調書作成日: R4.9.29 ・見積書受理日: R4.9.30 ・契約金額: 7,480,000円 ・契約日: R4.9.30 ・契約期間: R4.9.30～R5.3.20 ・支出負担行為起案日: R4.9.30 ・支出負担行為決裁日: R4.10.7 ・遡り日数: 7日 ・発生の要因: 担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方: 支出負担行為が適期に	職員が業務担当1年目ということもあり他用務に追われ、上司の進行管理不足もあって、契約伺が業務開始直前となり、決裁が業務開始日に間に合わなかったことが原因である。 令和4年9月30日に契約日を遡り、令和4年10月17日に相手方に契約について通知を行った。 令和4年11月25日、今回の事務担当職員へは、余裕を持った事務の実施と会計規程の遵守を指導した。 また、令和4年11月25日、指摘事項を例に課内職員に注意喚起を行い、上司・担当内での情報の共有とスケジュール管理を徹底することとした。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	行われていない	
42 食パラダイス推進課	誘客促進に向けた「食のみやこ鳥取県」バージョンアップセミナー動画撮影等委託業務契約について、増額の変更契約に係る支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：会場や通信機材の追加等により契約金額の変更が生じることを相手方と協議しながら事業を進めていたが、担当者が契約期間終了後の精算時に変更契約を行えばよいと誤認していたため、増額の支出負担行為の事務手続が遅延した。 ・契約方法：随意契約（2者見積） ・相手方：(株)AB ・当初契約日：R4.11.9 ・当初契約金額：493,900円 ・契約期間：R4.11.9～R5.2.28 ・業務完了日：R5.2.28 ・変更契約日：R5.2.28（遡り） ・変更後契約額：531,826円 ・変更支出負担行為起案日：R5.3.3 ・変更支出負担行為決裁日：R5.3.6 ・遅延日数：6日 ・発生の要因：担当者及び上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者は、会場、通信機材の追加による契約金額の増額変更について相手方と協議しながら事業を進めていたが、複数回の変更契約が想定されたことから、変更契約の効率的な方法について、上司を介して統括審査課に相談したところ、助言内容を「精算時以降に変更契約作成の方法もある」と誤解し、上司並びに担当者ともに契約期間終了後に変更契約（増額の支出負担行為）の事務手続を行うことができると誤認したことが原因である。 契約期間内である令和5年2月28日に変更契約日を遡り、令和5年3月10日に事業者に変更契約の通知を行った。 令和5年3月9日、顛末書の記載により、担当者をはじめ課内職員に、「契約内容に変更が見込まれる際は、事前に変更契約を行うこと」の基本的事項を周知徹底した。 さらに、令和5年12月26日、改めて今回の指摘内容を課内に周知するとともに、事業担当の主査・副査の間で事業の進捗状況を確認し、適宜、上司に進捗状況を報告・確認することを徹底した。
43 食パラダイス推進課	華麗なるカレイ&カレー試食イベント運営業務委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：内部の調整に時間を要し、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・契約方法：1者随契 ・相手方：(株)AC ・契約金額：154,000円 ・見積書受理日：R4.6.28 ・契約締結日：R4.7.1（遡り） ・契約期間：R4.7.1～R4.7.31 ・支出負担行為起案日：R4.7.8 ・支出負担行為決裁日：R4.7.8 ・遅延日数：7日 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	イベント実施が急遽決定したこと及び複数所属（食のみやこ推進課、水産振興課）が関係するイベントであったため、イベント内容の企画等に時間を要し、契約締結のための支出負担行為の事務手続がイベント準備の開始前までにできなかったことが原因である。 令和4年7月1日に契約日を遡り、令和4年7月15日に事業者に契約について通知を行った。 令和5年12月26日、今回の指摘内容を課内に周知するとともに、今後、契約の締結のための支出負担行為の事務手続が遅れないように、事業担当の主査・副査の間で事業の進捗状況を確認し、適宜、上司に進捗状況を報告・確認することを徹底した。
44 日野振興局	行政財産の目的外使用許可（河川管理用光ケーブル添架に係るコンクリート柱設	申請者が申請書の提出を失念していたことに加え、担当者が使用許可の更

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	置)について、使用許可期間終了後も許可手続を行わないまま使用させていた。 ・概要: H27. 4. 1 ~ R2. 3. 31の使用許可期間終了後、R2. 4. 1からの使用許可申請が行われなかったが、引き続き使用させていた。相手方から使用許可兼使用料減免申請(顛末書添付)があり、未許可のまま使用させていたことが判明した。 ・申請者: 国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所 ・使用場所: 日野振興センター第二庁舎敷地 ・使用数量: 0.075㎡ (宅地) ・受理日: R5. 2. 17 ・許可日: R5. 2. 17 ・使用料: 全額免除 ・未許可: R2. 4. 1 ~ R5. 2. 16 使用期間 ・発生の要因: 当時の担当者及び上司の確認不足、団体の書類の未提出 ・指摘の考え方: 財産の管理が著しく不適正	新時期を見落としていたこと及び上司による確認が不十分であったことが原因である。 申請者から令和5年2月17日に行政財産使用許可申請書兼使用料減免申請書及び顛末書を受領し、同日、使用許可書及び使用料減免通知書(減免率10/10)を交付。 許可終了日が1年以内に到来するものを色付けした使用許可一覧表(「行政財産使用許可簿」)を作成し、それをDB(地域振興課管理担当電子会議室)により担当者だけでなく、担当全体で共有し、管理を徹底することとした。(令和5年11月28日実施)
45 農業試験場	鳥取県農業試験場内ため池浚渫他業務委託契約について、契約書に添付すべき仕様書を添付していなかった。 ・概要: 契約書作成時における添付漏れである。なお、施行確認は起案者以外の文書管理主任が行っていたが、十分な確認が出来ていなかったもの。 ・相手方: (株) B E ・契約金額: 1,518,000円 ・契約日: R4. 10. 21 ・契約期間: R4. 11. 1 ~ R5. 2. 28 ・発生の要因: 担当者の失念、所属の文書管理主任の確認不足 ・指摘の考え方: 契約事務が著しく不適正	担当者の失念、所属の文書管理主任の確認不足により、契約書作成時の確認及び施行確認時のチェックが十分に行われていなかったことが原因である。 相手方には契約締結時に契約書とは別に業務に関する詳細資料を交付して打合せを行っており、業務の実施には支障がなかったが、定期監査での指摘を受け、令和5年3月6日、契約書の不備について相手方に説明し、了解を得た。 令和5年3月6日、再発防止に向け、施行確認時に起案者と文書管理主任により契約内容と添付書類のダブルチェックを行うこととした。
46 県土整備部 技術企画課	鳥取県土木積算システム賃貸借(再リース)に係る賃貸借料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要: 担当者が現契約(賃貸借期間: H29. 10. 1 ~ R4. 9. 30)の終了日まで契約締結をしなければならないことを失念しており、契約の相手方の決定通知の翌日から14日以内に契約を締結すれば良いと誤認していたため、支出負担行為が遅延した。なお、契約書には、効力がR4. 10. 1に	担当者の失念と所属内での情報共有不足及び上司の進捗確認不足が原因である。 課の行事予定表DB等に締切のある業務や契約予定とそれに関する必要な事務手続等を記載し、事業担当者(技術企画課職員)と予算担当者(県土総務課職員)がいつでも確認し合えるよう見える化と情報共有を図り、上司による進捗確認を行うこととした。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置		
	遡って生じる旨の条項を設けている。 ・相手方：(株) A D ・見積書受理日：R 4 . 9 . 21 ・契約金額：9, 663, 060円 ・契約日：R 4 . 10 . 3 ・賃貸借期間：R 4 . 10 . 1 ～R 5 . 3 . 31 ・契約を締結すべき日：R 4 . 9 . 30（現契約の賃貸借期間の終了日） ・支出負担行為起案日：R 4 . 10 . 3 ・支出負担行為決裁日：R 4 . 10 . 3 ・遅延日数：3 日 ・発生の要因：担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない			
47 河川課	雑入（河川法（昭和39年法律第167号）第67条による原因者負担金）について、依然として多額の未収金があった。 <table><tr><td> ・調定額：936, 175, 254円 ・収入済額：0円 ・未収金額：936, 175, 254円 ・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889, 258, 046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46, 917, 208円 </td></tr></table>	・調定額：936, 175, 254円 ・収入済額：0円 ・未収金額：936, 175, 254円 ・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889, 258, 046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46, 917, 208円	①智頭町内の土砂崩落対応に係る未収金 残廃土が崩落し、千代川を閉塞させたため、県が河川応急工事を実施したもの ②鳥取市内の河川へのP C B 流出対応に係る未収金 勝部川沿いの採石場が崩落し、P C B が河川に流出したため、県が河川内の土砂を撤去したもの ①役員個人への債権について、平成27年から少額ずつ納付されており、令和3年に少額納付。引き続き粘り強く回収していく。 ②既に債務者である法人は事業を行っておらず、平成27年に代表者が、令和3年に役員が死亡。相手方不在のまま未納が続いており、回収が困難な状況。また、財産調査するも回収可能な資産がないと見込まれる状態が続いていた。令和5年に当債権が時効消滅したことに伴い、不納欠損処分を行った。 未収金徴収対策のため、全庁的な徴収業務の支援を行っている税務課と連携して、裁判所において相続人への債権保全手続きを進める。	
・調定額：936, 175, 254円 ・収入済額：0円 ・未収金額：936, 175, 254円 ・智頭町内の土砂崩落(H14. 1)に係るもの・・・・・・・・889, 258, 046円 ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・46, 917, 208円				
48 鳥取県土整備事務所	西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託について、当初契約の締結事務が遅延していた。 <table><tr><td> ・概要 </td><td>要：相手方が指定する契約書で事務手続を行う必要があった</td></tr></table>	・概要	要：相手方が指定する契約書で事務手続を行う必要があった	相手方からの契約書様式提出が遅れたことが原因である。 契約相手が決定次第、契約書様式を早期に提出してもらうこととした。令和5年度は遡ることなく契約を締結し
・概要	要：相手方が指定する契約書で事務手続を行う必要があった			

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	が、相手方からの様式提出が4月1日以降となったことから、契約日を遡ることとなったもの。 ・見積書：R5. 3. 14 提出依頼日 ・見積書提出期限：R5. 3. 18 ・見積依頼数：4者（うち1者提出辞退） ・見積書受理日：R5. 3. 17～3. 18 ・契約の相手方：（一財）AE ・当初契約日：R4. 4. 1 ・契約額：1,458,930円 ・契約期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31 ・契約伺起案日：R4. 4. 5 ・契約伺決裁日：R4. 4. 6 ・遡り日数：5日 ・発生の要因：相手方の契約書様式提出の遅延 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	た。 年度末に次年度必要な契約等リストを作成し課内で情報共有及び進捗管理を行っている。
49 鳥取県土整備事務所	西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託について、誤った内容及び金額で当初の契約を締結したため、当初契約日に遡って変更契約を締結していた。 ・概要：前年度に清水川排水機場内に増設した施設が発電所機能を有するため別事業場として登録する必要があったにもかかわらず、登録しないまま見積依頼を行い、当初契約の締結後、相手方からの指摘で誤った内容、金額で契約締結したことが判明したことから、委託場所、委託自家用電気工作物の概要等に係る変更契約を当初契約日の4月1日に遡って締結していた。 ・変更契約日：R4. 4. 1 ・変更伺起案日：R4. 5. 20 ・変更伺決裁日：R4. 5. 23 ・変更後契約額：1,432,838円（△26,092円） ・業務期間：R4. 4. 1～R5. 3. 31（変更なし） ・発生の要因：現場を担当する職員と事務手続を担当する職員との情報共有が不足、上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正	令和3年度にポンプを増設したが、事業担当課と契約担当課との情報共有が不足していたこと及び上司の内容確認不足が原因である。 該当施設の増減があれば、事業及び契約担当課間で情報共有を密にし適切な発注を行う。
50 鳥取県土整備事務所	西大路排水機場外7箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約	担当者の認識不足及び文書管理主任の確認不足が原因である。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																																	
備事務所	の締結事務について、決裁を受けていなかった。 - 概要：令和5年3月13日の設備増設に伴う第2回目の変更契約について、電子決裁で起案・決裁を受けずに締結していた。 - 変更契約日：R5.3.13 - 変更契約の内容：原契約第1条の委託場所及び委託自家用電気工作物の概要で、大路川西大路排水機場について次のとおり変更するもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更の項目</th><th>変更後</th><th>変更前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td><td>鳥取県鳥取市西大路7-10番地</td><td>鳥取県鳥取市西大路7-10番地</td></tr> <tr> <td>空電電圧</td><td>6,600V</td><td>210V</td></tr> <tr> <td>需要設備</td><td>設備容量 手数料算定容量</td><td>300kVA 300kVA</td></tr> <tr> <td>最大電力</td><td>195kW</td><td>40kW</td></tr> <tr> <td>予備発電装置</td><td>V 220</td><td>220</td></tr> <tr> <td></td><td>kVA 325</td><td>70</td></tr> <tr> <td></td><td>台数 2</td><td>1</td></tr> <tr> <td>予備蓄電池設備（群）</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設備条件</td><td>対象外</td><td>低圧受電</td></tr> <tr> <td>総線監視装置有無</td><td>有</td><td>無</td></tr> </tbody> </table> - 変更後契約額：1,432,838円（増減なし）※月中途の電圧変更等に係る経費は次月からの増額となるため。 - 業務期間：R4.4.1～R5.3.31（変更なし） - 発生の要因：所属の文書管理主任の確認不足 - 指摘の考え方：契約事務が著しく不適正	変更の項目	変更後	変更前	所在地	鳥取県鳥取市西大路7-10番地	鳥取県鳥取市西大路7-10番地	空電電圧	6,600V	210V	需要設備	設備容量 手数料算定容量	300kVA 300kVA	最大電力	195kW	40kW	予備発電装置	V 220	220		kVA 325	70		台数 2	1	予備蓄電池設備（群）	1	—	設備条件	対象外	低圧受電	総線監視装置有無	有	無	契約の相手方から提出のあった文書については、受付印を押し、変更契約伺い等必要な事務処理を行うことの徹底を改めて周知した。
変更の項目	変更後	変更前																																	
所在地	鳥取県鳥取市西大路7-10番地	鳥取県鳥取市西大路7-10番地																																	
空電電圧	6,600V	210V																																	
需要設備	設備容量 手数料算定容量	300kVA 300kVA																																	
最大電力	195kW	40kW																																	
予備発電装置	V 220	220																																	
	kVA 325	70																																	
	台数 2	1																																	
予備蓄電池設備（群）	1	—																																	
設備条件	対象外	低圧受電																																	
総線監視装置有無	有	無																																	
51 鳥取県土整備事務所	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託の変更契約について、遡って契約していた。 - 概要：契約相手、事業担当課、契約担当課の情報共有不足により、当初契約からの増額が履行期間最終日に判明し、変更金額の確定が間に合わなかったため、変更契約の締結事務が遅延した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名</th><th>山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）</th><th>山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約の相手方</td><td>(株)A F</td><td>(株)A F</td></tr> <tr> <td>変更契約日</td><td>R5.3.15</td><td>R5.3.15</td></tr> <tr> <td>支出負担行為（変更）</td><td>R5.3.17</td><td>R5.3.17</td></tr> <tr> <td>起算日</td><td>1,371,200円（381,200円増）</td><td>900,000円（42,000円増）</td></tr> <tr> <td>変更後金額</td><td>R5.1.27～R5.3.15 (変更なし)</td><td>R5.2.16～R5.3.15 (変更なし)</td></tr> <tr> <td>履行期間</td><td>R5.3.22</td><td>R5.3.22</td></tr> <tr> <td>満了日</td><td>7日</td><td>7日</td></tr> </tbody> </table> - 発生の要因：契約相手、事業担当課、契約担当課の情報共有不足、上司の進行管理不足 - 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	契約名	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）	契約の相手方	(株)A F	(株)A F	変更契約日	R5.3.15	R5.3.15	支出負担行為（変更）	R5.3.17	R5.3.17	起算日	1,371,200円（381,200円増）	900,000円（42,000円増）	変更後金額	R5.1.27～R5.3.15 (変更なし)	R5.2.16～R5.3.15 (変更なし)	履行期間	R5.3.22	R5.3.22	満了日	7日	7日	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式実行委員会及びリハーサル等の開催が、開通式直前になり、変更金額の確定が契約期間内に間に合わなかったこと及び上司の進行管理不足が原因である。 今後は、契約期間をイベント日から事務手続に必要な日数の余裕を持って設定する。									
契約名	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）	山陰近畿自動車道「岩美道路」開通式会場設営等業務委託（R5.3.22）																																	
契約の相手方	(株)A F	(株)A F																																	
変更契約日	R5.3.15	R5.3.15																																	
支出負担行為（変更）	R5.3.17	R5.3.17																																	
起算日	1,371,200円（381,200円増）	900,000円（42,000円増）																																	
変更後金額	R5.1.27～R5.3.15 (変更なし)	R5.2.16～R5.3.15 (変更なし)																																	
履行期間	R5.3.22	R5.3.22																																	
満了日	7日	7日																																	
52 鳥取県土整備事務所	令和4年度消融雪施設操作等委託契約について、契約書に添付すべき委託業務実施状況報告期限等に関する文書を添付していなかった。 概要：契約書作成時における添付漏れである。なお、実績報告書の様式	担当者が契約書作成時において、添付すべき様式等を添付しなかったこと、文書施行時の文書管理主任の確認が不足していたことが原因である。 契約書に必要な書類（様式等）を確認して作成するとともに、文書管理主任																																	

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																							
	が従来どおりであったことや相手方との連絡調整を行ったことにより実績報告書は提出されていたが、一部の実績報告書は報告期限を過ぎて受理していた。 ・相手方：8者 ・契約単価：昼間2,171円、夜間2,420円 ・契 約 日：R4.10.27 ・契約期間：R4.10.27～R5.3.17 ・支払総額：702,042円 【内訳】昼間委託料525,382円（242時間）、夜間委託料176,660円（73時間） ・発生の要因：担当者の失念、所属の文書管理主任の確認不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正	は施行文書を十分に確認する。																							
53 八頭県土整備事務所	土木使用料収入(道路占用料)について、調定が遅延しているものがあつた。 ・概 要：新型コロナウイルス感染症の影響による相手方との現状確認の作業に手間取ったこと等により、調定が遅延した。 <table><tr><th rowspan="2">許可相手</th><th colspan="2">占用期間</th><th rowspan="2">調定額</th><th rowspan="2">調定すべき日</th><th rowspan="2">調定年月日</th><th rowspan="2">遅延日数</th></tr><tr><th>始期</th><th>終期</th></tr><tr><td>D（株）</td><td>R27.4.1</td><td>R9.3.31</td><td>3,004,282円</td><td>R4.4.1</td><td>R4.7.6</td><td>3か月6日</td></tr><tr><td>E（株）</td><td>R25.4.1</td><td>R14.3.31</td><td>1,620,698円</td><td>R4.4.1</td><td>R4.7.29</td><td>3か月28日</td></tr></table> ※上記の期間内に全ての許可が含まれている。 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額50万円以上で3か月以上の遅延）	許可相手	占用期間		調定額	調定すべき日	調定年月日	遅延日数	始期	終期	D（株）	R27.4.1	R9.3.31	3,004,282円	R4.4.1	R4.7.6	3か月6日	E（株）	R25.4.1	R14.3.31	1,620,698円	R4.4.1	R4.7.29	3か月28日	例年、3月末まで許認可更新事務を行い、調定は4月に入ってから行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症により、事前に相手方と行っている過年度に許可しているものも含めた現状確認の作業に手間取り、調定の時期を逸してしまった。 また、その後の担当者等の進行管理が十分にできていなかったことが原因である。 許認可更新作業事務及び調定事務の担当者を、それぞれ別の担当者に振り分けることで、各事務に専念させることとした。 また、4月1日時点で調定するよう占用更新事務を一か月前倒しし、また、年度内に調定準備（債権内容の整理、許可書との突合・集計及び相手方との確認）作業を済ませるように、事務スケジュールを見直し、進行管理を担当者及び上司が徹底し、令和5年度（継続）分の調定を令和5年4月7日付けで行った。令和6年度（継続）分の調定についても引き続き調定の遅延が起こらないように取り組んだ。 ○改善前 占用更新事務 1月～3月 定例調定準備 4月以降 ○改善後 占用更新事務 12月～2月 定例調定準備 3月末
許可相手	占用期間		調定額	調定すべき日					調定年月日	遅延日数															
	始期	終期																							
D（株）	R27.4.1	R9.3.31	3,004,282円	R4.4.1	R4.7.6	3か月6日																			
E（株）	R25.4.1	R14.3.31	1,620,698円	R4.4.1	R4.7.29	3か月28日																			
54	佐陀川外樋門修繕工事について、変更	担当者及び上司が2回目変更金額の																							

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
米子県土整備局	(増額) 契約時に契約保証金の変更手続きをしていなかった。 ・概要: 契約担当者が第2回変更時に、当初請負金額から3割かつ1,000万円以上の増となったことに気づかず、契約保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額(1,639,000円)をしていなかった。 ・当初請負金額: 49,170,000円 ・第1回変更契約日: R4.12.20 ・第1回変更金額: 14,458,400円増(29.4%) ・第2回変更契約日: R5.2.22 ・第2回変更金額: 1,931,600円増(3.9%) ・最終請負金額: 65,560,000円(16,390,000円、33.3%増) ・受注者: (株)BF ・工期: R4.3.9~R5.2.28 ・契約保証: BG銀行(保証限度額: 4,917,000円) ・納付期限: R5.2.22 ・発生の要因: 担当者、上司の内容確認不足 ・指摘の考え方: 契約保証金の不適正(100万円以上の不適正)	みを確認し変更累計金額及び割合の確認を失念していたことが原因である。 当該契約は R5.2.28 工事完成 R5.3.3 検査合格しているため契約保証金の追加納付は行わない。 今後、同様の事態が生じないように、担当者及び上司も含めて変更累計金額及び割合の確認並びに契約保証金の変更の確認を徹底するとともに、次の再発防止策を講じた。 ・事業課担当が作成する変更理由書に変更累計金額及び割合を記載。(令和5年6月15日局内周知。) ・契約担当が作成する起案に、変更累計金額及び割合を記載。(令和5年6月15日建設総務課内説明及び周知。) ・変更契約チェックリストを作成し、担当者及び起案確認者が契約保証金の変更の有無をダブルチェック。(令和5年7月6日建設総務課内周知。)
55 日野県土整備局	凍結防止剤「塩化カルシウム500kg袋」に係る物品購入契約について、予定価格調書を封書にしていなかった。 ・概要: 予定価格調書用の封筒は作成していたが、契約権者が予定価格調書をその封筒に入れずに事務担当者に渡したため、予定価格調書を封書にせずに開札を行っていた。 ・契約方法: 一般競争入札(応札者数1者) ・相手方: (株)BM ・予定価格: 44,000円/袋 ・契約単価: 44,000円/袋 ・支払総額: 1,144,000円(26袋) ・発生の要因: 契約権者の失念、事務担当者や契約権者の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方: 入札等に係る事務が著しく不適正	契約権者の失念、事務担当者や契約権者の関係規程等への認識不足が原因である。 第三者が開封してしまうことを防ぐために、契約権者により封緘するとともに封字等を行い金庫に保管する。 事務監査を受けた後、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、予定価格調書作成に係る鳥取県会計規則等について令和5年11月29日及び令和6年4月2日に課内で研修し周知徹底した。 また、予定価格調書に係るチェックリストを作成し、契約権者、事業担当の主査・副査の3者で確認するとともに、契約権者による封緘後は封筒の裏の糊付けした部分(継ぎ目)に封字等を行い、入札の当日まで金庫に保管することを徹底した。
56会計管理部 統括審査課	会計管理者が管理する口座に振込まれた歳入金について、指定金融機関への払込が遅延しているものがあつた。 ・概要: 当該歳入金の収納に関する事務	担当者が新型コロナウイルス感染症罹患により急遽休んだため業務の引継ぎができず、通帳が未確認となったこと並びに担当内での連携、連絡、引継が不徹底だ

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																					
	の委任を受けていない所属から依頼があり会計管理者が開設した口座に振込まれた歳入金について、払込が遅延していた。 <table><tr><th>内容</th><th>相手方</th><th>金額</th><th>収納日</th><th>払込日</th><th>払込期限</th><th>遅延日数</th></tr><tr><td>動物愛護に関する事業に対する寄附金</td><td>団体F</td><td>737,664円</td><td>R4.12.9</td><td>R5.1.4</td><td>R4.12.12</td><td>23日</td></tr><tr><td colspan="7">担当者が急遽休んだため、業務の引継ぎができず、通帳が未確認だったため払込が遅延した。</td></tr></table> ・発生の要因：上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：現金収受の不適正（合計額5万円以上で1週間以上の遅延）	内容	相手方	金額	収納日	払込日	払込期限	遅延日数	動物愛護に関する事業に対する寄附金	団体F	737,664円	R4.12.9	R5.1.4	R4.12.12	23日	担当者が急遽休んだため、業務の引継ぎができず、通帳が未確認だったため払込が遅延した。							ったことが原因である。 歳入金の収納について、手順書（事務フロー）を作成し、担当者の急な休暇や不測の事態発生時にも適切に対処できるよう、担当内に周知徹底した。
内容	相手方	金額	収納日	払込日	払込期限	遅延日数																	
動物愛護に関する事業に対する寄附金	団体F	737,664円	R4.12.9	R5.1.4	R4.12.12	23日																	
担当者が急遽休んだため、業務の引継ぎができず、通帳が未確認だったため払込が遅延した。																							
57教育委員会 教育人材開発課	職員の通勤手当について、過大に支給しているものがあつた。 ・概要：職員Gが通勤方法を変更した際、通勤届を変更の手続きで行わなければならないところを新規で手続きし、承認者もそのことに気が付かず承認したため、R2.5からR4.4まで通勤手当が重複して支払われた。R4.4に学校事務職員が職員の給与明細を確認したところ重複して支払われていることが判明した。 <table><tr><th>通勤方法</th><th>申請日</th><th>学校承認日</th><th>最終承認日 (教育人材開発課)</th><th>支給額(円)</th><th>支給期間</th><th>誤支給額 (円)</th></tr><tr><td>バス</td><td>R2.4.3</td><td>R2.4.8</td><td>R2.4.23</td><td>132,190 ／6月</td><td>R2.4～R4.4</td><td>636,667</td></tr><tr><td>自家用車</td><td>R2.4.30</td><td>R2.4.30</td><td>R2.5.1</td><td>4,900 ／1月</td><td>R2.5～</td><td>0</td></tr></table> ・発生の要因：職員の誤申請、担当者及び上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：支出命令の不適正（合計額5万円以上）	通勤方法	申請日	学校承認日	最終承認日 (教育人材開発課)	支給額(円)	支給期間	誤支給額 (円)	バス	R2.4.3	R2.4.8	R2.4.23	132,190 ／6月	R2.4～R4.4	636,667	自家用車	R2.4.30	R2.4.30	R2.5.1	4,900 ／1月	R2.5～	0	職員の誤申請、担当者及び上司の内容確認不足が原因である。 過支給額については令和4年度中に本人から県へ全額返納済。 年度末に改めて各所属へ申請マニュアルの周知を図ることで再発防止に努めることとした。
通勤方法	申請日	学校承認日	最終承認日 (教育人材開発課)	支給額(円)	支給期間	誤支給額 (円)																	
バス	R2.4.3	R2.4.8	R2.4.23	132,190 ／6月	R2.4～R4.4	636,667																	
自家用車	R2.4.30	R2.4.30	R2.5.1	4,900 ／1月	R2.5～	0																	
58 教育人材開発課	雑入（過年度給与の返納）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6に規定する履行期限を延長する特約をすることなく、分割して納付させていた。 ・概要：職員の債務を分納して納付させる処分を行う際、職員に申請書を提出させることなく、また地方自治法施行令に定める履行期限を延長する特約をすることができる要件に該当しているかどうか確認することなく、さらには承認通知を発行させることなく分割納付させていた。 ・対象者：職員G ・返納金額：636,667円 ・返納事由：通勤方法の変更により重複支給されていた通勤手当の返納 ・当初通勤手当申請日：R2.4.3 ・当初通勤手当承認日：R2.4.23 ・当初通勤手当額：132,190円（バス6	担当者や上司の関係規程の認識不足が原因である。 今後の返納事案については、関係規定に従い対応を行う。 今後の返納事案については、関係規定に従い対応を行うとともに、事務引継ぎの際にも徹底する。																					

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																																			
	か月定期) ・通勤方法変更日：R2.4.30 ・変更通勤手当申請日：R2.4.30 ・変更通勤手当承認日：R2.5.1 ・変更後通勤手当額：4,900円（自家用車1か月） ・誤払いに気づいた日：R4.4.20 ・返納対象期間：R2.5～R4.4 ・分納状況：R4.5～R5.3 毎月30,000円×11＝330,000円 - R4.6 期末・勤勉手当150,000円 - R4.12 期末・勤勉手当156,667円 ・発生の要因:担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方:収入事務が著しく不適正																																				
59 教育人材開発課	職員旅費について、過大に支出しているものがあつた。 <table><tr><td>用務先</td><td>用務内容</td><td>旅行期間</td><td>旅費総額</td><td>正当額</td><td>差額</td><td>旅費の内容</td></tr><tr><td>北栄町外38件</td><td>指導改善研修協議会外</td><td>R4.4.7外</td><td>187,123</td><td>41,705</td><td>145,418</td><td>・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。</td></tr><tr><td colspan="7">※令和4年度中、年間を通じて同様の案件があつた。</td></tr><tr><td>鳥取市</td><td>教員採用候補者選考試験</td><td>R4.8.25～8.30</td><td>47,971</td><td>41,600</td><td>6,371</td><td>・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。 ・庁地又は用務地から宿泊地までの旅費を支給していた。</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>235,094</td><td>83,305</td><td>151,789</td><td></td></tr></table> ・発生の要因:旅行した職員及び電子出納員等の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方:支出命令の不適正（合計額5万円以上）	用務先	用務内容	旅行期間	旅費総額	正当額	差額	旅費の内容	北栄町外38件	指導改善研修協議会外	R4.4.7外	187,123	41,705	145,418	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。	※令和4年度中、年間を通じて同様の案件があつた。							鳥取市	教員採用候補者選考試験	R4.8.25～8.30	47,971	41,600	6,371	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。 ・庁地又は用務地から宿泊地までの旅費を支給していた。	合計			235,094	83,305	151,789		旅行した職員、電子出納員等の関係規程等への認識不足が原因である。 個別に確認を行った上で、納入通知書を発行し、本人から県へ全額返納済（R6.7）。再発防止に向け、電子出納員及び職員に適正な事務処理の周知徹底を図っている。
用務先	用務内容	旅行期間	旅費総額	正当額	差額	旅費の内容																															
北栄町外38件	指導改善研修協議会外	R4.4.7外	187,123	41,705	145,418	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。																															
※令和4年度中、年間を通じて同様の案件があつた。																																					
鳥取市	教員採用候補者選考試験	R4.8.25～8.30	47,971	41,600	6,371	・庁地発着の旅行命令とすべきところ自宅発着としていた。 ・庁地又は用務地から宿泊地までの旅費を支給していた。																															
合計			235,094	83,305	151,789																																
60 教育人材開発課	カラーレーザープリンターの賃貸借料（令和2年3月分）について、支払が遅延していた。（過年度支出） ・概要:令和元年度の支出とすべき賃貸借料を令和4年度に支出していたものの。相手方から未払があると思われる連絡があり、調査したところ、令和2年3月分が未払であることが判明した。当時の担当者に聞き取りしたところ、請求書を受領したかも記憶がなく、未払という認識はなかった。遅延利息の請求はなかった。 ・相手方:(株) K ・契約期間:H31.4.1～R2.3.31 ・賃貸借料:3,960円 ・対象月:R2.3月分 ・債務の属する:R元年度 年 度 ・相手方から:R4.6.6	担当者の失念と上司の進行管理不足、所属内での確認不足が原因である。 既に支払済（R4.7.7） 職員間の引継ぎ徹底に加え、所属として決算時の未払い確認を行う。																																			

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																																			
	の連絡日 ・請求書受理日：R4.6.27 ・支払日：R4.7.7 ・発生の要因:担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない																																				
61 教育人材開発課	過年度旅費について、支払が遅延していた。(過年度支出) ・概要:平成29年度及び令和元年度に支出すべき旅費を令和4年度に支出していたもの。 平成27年度から平成30年度の旅費に4名(5件)分の未払があり、平成29年度及び令和元年度に過年度旅費の追給として支払をするため、各年度に支出負担行為をしていたが、支出命令はされず、未払となっていた。 所属内で未払案件があったため、同様の案件がないか調査したところ判明したもの。 ・旅行者:職員4名(5件) ・債務の属する年度:H29年度、R元年度 ・支出負担行為起案日:R4.7.1 ・支出負担行為決裁日:R4.7.4 ・支払額:8,568円 ・支払日:R4.7.7 ・過年度旅費追給内容: <table><tr><th>職員</th><th>追給の内容</th><th>支出負担行為起案日</th><th>支出負担行為決裁日</th><th>支出負担行為額</th></tr><tr><td>L</td><td>H27年度旅費の未支払の精算</td><td>H29.8.9</td><td>H29.9.5</td><td>448円</td></tr><tr><td>L</td><td>H28年度旅費の未支払の精算</td><td>H29.10.13</td><td>H29.10.17</td><td>320円</td></tr><tr><td>M</td><td>H28年度旅費の未払</td><td>H29.10.13</td><td>H29.10.17</td><td>252円</td></tr><tr><td>N</td><td>H28年度旅費の未払</td><td>H29.10.13</td><td>H29.10.17</td><td>688円</td></tr><tr><td>O</td><td>H30年度旅費の未払</td><td>R1.8.23</td><td>R1.8.23</td><td>6,860円</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td></td><td>8,568円</td></tr></table> ・発生の要因:担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方:支出負担行為が適期に行われていない	職員	追給の内容	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	支出負担行為額	L	H27年度旅費の未支払の精算	H29.8.9	H29.9.5	448円	L	H28年度旅費の未支払の精算	H29.10.13	H29.10.17	320円	M	H28年度旅費の未払	H29.10.13	H29.10.17	252円	N	H28年度旅費の未払	H29.10.13	H29.10.17	688円	O	H30年度旅費の未払	R1.8.23	R1.8.23	6,860円	合 計				8,568円	担当者の失念と上司の進行管理不足が原因である。 既に支払済(R4.7.7) 職員間の引継ぎ徹底に加え、所属として決算時の未払い確認を行う。
職員	追給の内容	支出負担行為起案日	支出負担行為決裁日	支出負担行為額																																	
L	H27年度旅費の未支払の精算	H29.8.9	H29.9.5	448円																																	
L	H28年度旅費の未支払の精算	H29.10.13	H29.10.17	320円																																	
M	H28年度旅費の未払	H29.10.13	H29.10.17	252円																																	
N	H28年度旅費の未払	H29.10.13	H29.10.17	688円																																	
O	H30年度旅費の未払	R1.8.23	R1.8.23	6,860円																																	
合 計				8,568円																																	
62 教育センター	I C T活用教育アドバイザーに係る報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要:支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能と認識していたため委嘱する時点で支出負担行為を行わず、認識誤りに気づいた令和5年3月に支出負担行為を起案していた。 ・委嘱期間:R4.7.8~R5.3.31 ・委嘱内容:STEAM教育(R4.7.11鳥取工業高校、R4.11.4米子南高校)、教育委員会及び学校教諭等へ	担当者及び上司が、支出負担行為兼支出仕訳書による支出負担行為が可能であると誤った認識をしていたことが原因である。 認識誤りに気づいた令和5年3月に支出負担行為を起案した。 その後は、事業担当者と総務課担当者が連携を取り、支出負担行為を適切な時期に行う。 今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。																																			

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	の指導助言（随時） ・支出負担行為額：300,000円 ・支出負担行為起案日：R5.3.16 ・支出負担行為決裁日：R5.3.17 ・遅延日数：8か月9日 ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	
63 教育センター	Google Workspace for Education Plus ライセンス、GWS Plus サービスライセンス契約について、予定価格調書を作成していなかった。 ・概要：予定価格が148万5千円であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 ・発注伺起案日：R4.7.8 ・発注伺決裁日：R4.7.12 ・見積書受理日：R4.8.3 ・契約伺起案日：R4.8.10 ・契約伺決裁日：R4.8.15 ・予定価格：1,485,000円 ・契約金額：1,485,000円 ・契約方法：随意契約（1者） ・契約相手：AW（株） ・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）	担当者及び上司が、予定価格調書の作成が省略できる業務と誤った認識をしていたことが原因である。 事業担当者と総務課担当者が連携を取り、発注何段階で内容をよく確認し、予定価格調書の作成漏れが生じないようにしている。 今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。
64 小中学校課	雑入（令和3年度JETプログラム外国語指導助手の指導力等向上研修に係る経費）について、調定を行っていなかった。 ・概要：JETプログラム外国語指導助手の指導力等向上研修については、（一財）Cに対して研修実施に係る経費の一部を経費負担金として徴収している。令和3年度に当該事業を所管していた小中学校課は、R4.3.3に（一財）Cからの経費負担金の確定通知を受け取っていたが、令和3年度中に調定を行っていなかった。令和4年度に小中学校課から高等学校課に事業移管された後、令和4年度に高等学校課が調定していた。 ・事業所管：R1…高等学校課、R2～R3…小中学校課、R4…高等学校課 ・相手方：（一財）C ・経費負担額確定：R4.3.3	担当者及び上司の規則等への認識が不足していたことが原因である。 調定を適切な時期に行う。 今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置
	通知受理日 ・経費負担金確定額：50,000円 ・発生の要因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額5万円以上の調定漏れ）	
65 小中学校課	I C Tを活用したとっとり授業改革推進事業について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：鳥取県I C T活用教育アドバイザー謝金（報償費）について、アドバイザーに委嘱した際に支出負担行為すべきところを、委嘱期間満了前に支出負担行為をすればいいと勘違いしていたため、支出負担行為が遅延したもの。 ・支出負担行為起案日：R5. 3. 7 ・支出負担行為決裁日：R5. 3. 9 ・支出負担行為額：300,000円 ・相手方：個人A I ・委嘱期間：R4. 4. 14～R5. 3. 31 ・遅延日数：10か月23日 ・発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者及び上司の規則等への認識が不足していたことが原因である。 支出負担行為を適切な時期に行う。 今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。
66 小中学校課	鳥取県立まなびの森学園（夜間中学）の校章募集に係るWEB広告業務（役務費）について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：担当者が請求書が届いてから支出負担行為兼支出仕訳書で起案すればいいと勘違いしたため、支出負担行為が遅延したもの。 ・見積書受理日：R5. 1. 16 ・契約の相手方：(株) A M ・業務期間：R5. 1. 30～R5. 2. 10 ・支出負担行為起案日：R5. 2. 9 ・支出負担行為決裁日：R5. 2. 10 ・支出負担行為額：299,970円 ・請求書日付：R5. 2. 9 ・請求書受理日：R5. 2. 10 ・遅延日数：11日（業務期間の始期から起算） ・発生の要因：担当者の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	担当者及び上司の規則等への認識が不足していたことが原因である。 支出負担行為を適切な時期に行う。 今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置												
67 中部教育局	職員の県外出張に係るPCR検査料について、支払が遅延していた（過年度支出）。 ・概要：R3. 12. 29に受検したPCR検査について、担当者の異動もあり、請求書が届いていないことを失念していた。R4. 6. 30に相手方から連絡があり、支払われていないことが判明した。中部教育局に請求書が届いていなかったことから遅延利息は発生しない旨相手方了解済みである。 ・PCR検査受検日：R3. 12. 29 ・債務の属する年度：R3年度 ・請求書受理日：R4. 7. 12 ・支出負担行為起案日：R4. 7. 14 ・支出負担行為決裁日：R4. 7. 15 ・支払日：R4. 7. 26 ・支払額：14,850円 ・相手方：(株) P ・発生の要因：担当者の失念、上司の確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	PCR検査実施後に相手方から請求書の発行がなく、幾度か相手方へ請求書の発行を促したが請求書が発行されなかった。その後、担当者及び上司が確認及び督促を行わないまま失念していたことが原因である。 令和4年6月に相手方から未払いの問合せがあった際に、直ちに請求書を発行してもらい、令和4年7月26日に支払った。 令和4年度において本事案が判明した後、担当者と上司とで未払遅延防止のための進捗確認を行うこととした。 さらに、令和5年11月29日に改めて今回の通知（指摘内容）を所属内に周知するとともに、再発防止策として、支出事務担当者がその上司に支払を要する案件に係る書類の写しを提出することで、複数人による進捗状況の確認を徹底した。												
68 鳥取商業高等学校	文化部活動地域専門指導員招へい事業における講師の報償費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：新型コロナウイルス感染症のクラスターが校内で発生し、その対応に追われたことから起案が遅延したもの。なお、講師への就任依頼は前年度のうちに口頭で行い、4月6日付けで委嘱状を交付した。 <table><tr><th>科目</th><th>金額(円)</th><th>支出負担行為 起案日</th><th>支出負担行為 決裁日</th><th>最初の 講義日</th><th>遅延日数</th></tr><tr><td>報償費</td><td>486,000</td><td>R4. 4. 19</td><td>R4. 4. 19</td><td>R4. 4. 6</td><td>13日</td></tr></table> ・発生の要因：担当者の失念、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	科目	金額(円)	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	最初の 講義日	遅延日数	報償費	486,000	R4. 4. 19	R4. 4. 19	R4. 4. 6	13日	外部指導者として委嘱する相手方は前年度中に決定していた。4月1日に部活動顧問が任命されその後、年間の指導計画を確認し、部活動間での時間数調整を行った上で予定時間数を確定し支出負担行為を行うこととしていた。しかしながら新型コロナウイルスクラスターの発生により、入学式を延期する事態となり、校内がその対応に追われる状態となり部活動顧問と調整を行うことが難しく、あわせて年度当初の繁忙期であったため業務を遅延させてしまった。 年度当初に年間指導計画の確認を行い、予定時間数を決定した上で、当該業務については支出負担行為の省略が可能であるため、令和5年度からは計算期間ごとに支出負担行為兼支出仕訳書により支出を行っている。 担当外の業務についても業務内容や進捗状況を把握できるよう、事務引継DBを活用し各自の業務について入力を進め、各業務について相互に確認できるようにしている。
科目	金額(円)	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	最初の 講義日	遅延日数									
報償費	486,000	R4. 4. 19	R4. 4. 19	R4. 4. 6	13日									
69 鳥取中央育	「体育コース充実事業／野外活動スキー実習貸切バス」の運行に係る役務費につい	担当者の失念、上司の進行管理不足が原因である。												

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																								
英高等学校	て、支出負担行為の事務手続が遅延していた。 ・概要：野外活動スキー実習を、当初2泊3日（2往復）の計画を日帰り3日間（3往復）に変更したため20万円を超えることとなったが、担当者が失念し支出負担行為が遅延したもの。 ・貸切バス運行日：R5. 1. 16～18（3日間） ・契約方法：随意契約（2者） ・相手方：（株）AN ・見積金額：217,800円 ・見積書受理日：R5. 1. 10 ・支出負担行為起案日：R5. 1. 23 ・支出負担行為決裁日：R5. 1. 24 ・遅延日数：8日 ・発生の要因：担当者の失念、上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない	運行日（令和5年1月16日～18日）の後で負担行為をしていないことに気が付き、事後の令和5年1月23日に支出負担行為を行った。 令和5年9月29日に、今回の指摘内容を事務室で共有し、担当者に指導した。 また、令和5年10月5日に会計実務研修を担当者が配信視聴により行い、事務室で伝達研修し共有した。 今後は、事務職員全員による処理状況、進捗状況の情報共有を行う。																								
70 鳥取中央育英高等学校	「地域探究の時間」推進事業に係る貸切バスの借上6件について、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。 ・概要：バス料金は距離と時間で算出されるため近隣の業者が安くなる上、事業内容が地域について学んでいるものであり、学校所在地である北栄町の業者に見積依頼をしたため、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業者</th><th>利用日</th><th>金額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有)AZ</td><td>R4. 5. 25</td><td>109,500</td></tr> <tr> <td>(有)BA</td><td>R4. 5. 25</td><td>86,074</td></tr> <tr> <td>(有)BA</td><td>R4. 7. 13</td><td>53,603</td></tr> <tr> <td>(有)AZ</td><td>R4. 10. 12</td><td>105,000</td></tr> <tr> <td>(有)BA</td><td>R4. 10. 12</td><td>106,480</td></tr> <tr> <td>(有)BA</td><td>R5. 2. 3～4</td><td>81,068</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>551,723</td></tr> </tbody> </table> ・発生の要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正	業者	利用日	金額（円）	(有)AZ	R4. 5. 25	109,500	(有)BA	R4. 5. 25	86,074	(有)BA	R4. 7. 13	53,603	(有)AZ	R4. 10. 12	105,000	(有)BA	R4. 10. 12	106,480	(有)BA	R5. 2. 3～4	81,068	合計		551,723	担当者及び上司の関係規程等への認識不足が原因である。 今後は配慮措置企業を含めて見積依頼を行う。 令和5年9月29日に、今回の指摘内容を事務室で共有し、担当者に指導した。 また、令和5年10月5日に会計実務研修を担当者が配信視聴により行い、事務室で伝達研修し共有した。
業者	利用日	金額（円）																								
(有)AZ	R4. 5. 25	109,500																								
(有)BA	R4. 5. 25	86,074																								
(有)BA	R4. 7. 13	53,603																								
(有)AZ	R4. 10. 12	105,000																								
(有)BA	R4. 10. 12	106,480																								
(有)BA	R5. 2. 3～4	81,068																								
合計		551,723																								
71 倉吉養護学校	高等部南棟野外配管調査委託業務について、障害者法定雇用率達成事業者等の配慮措置業者への見積依頼を行っていなかった。 ・概要：見積依頼業者の中に配慮措置企業を加えて見積書を徴取すべきであることを失念していたため、配慮措置企業への見積依頼を行っていなかった。 ・見積依頼先：2者（（有）BB、BC	担当者が契約処理要領を理解せず、業務を行っていたもの。また、副査及び上司の確認不足が原因である。 支出負担行為時に統括審査課の指摘があり不備が判明したため、再発防止策として、見積依頼業者が配慮措置企業である場合は発注同時の概要欄にも記載するようにした。 発注同時に配慮措置企業の必要性の有無について、上司に口頭で事前説明																								

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置				
	(株) (いずれも配慮措置企業ではない。)) ・契約方法：随意契約 ・予定価格：495,000円 ・契約金額：495,000円 ・発生の要因：担当者の失念及び上司の確認不足 ・指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正	をしてから起案するようにした。 令和5年12月11日に今回の指摘内容を再度事務室内で周知し、契約事務処理要領の再確認を行った。				
72 倉吉養護学校	通学バス運行業務委託（琴浦コース）増便の変更契約について、遡って契約していた。 ・概要：当初の契約では夏休み前までの契約期間となっていたが、夏休み後も運行することになった。担当者は夏休み明けを契約期間始期とする新たな契約を締結するため競争入札をする必要があると思い準備を進めていたところ、契約期間を延長する変更契約で対応可能ということが分かり、変更契約することにしたが、当初の契約期間終了後に気づいたため、遡って契約していた。 ・相手方：BK(株) ・委託金額：単価契約 <table><tr><td>運行便数</td><td>単価（税別）</td></tr><tr><td>1日1便</td><td>29,000円</td></tr></table> ・当初契約期間：R4.4.7～R4.7.25 ・契約延長決定日：R4.7.12（特別支援教育課から連絡のあった日） ・変更後の契約期間：R4.4.7～R5.3.31 ・変更契約伺起案日：R4.8.1 ・変更契約伺決裁日：R4.8.3 ・変更契約日：R4.7.22 ・遡り日数：12日 ・発生の要因：担当者及び上司の内容確認不足 ・指摘の考え方：契約変更の時期が著しく不適正	運行便数	単価（税別）	1日1便	29,000円	担当者が担当業務を理解しておらず、進捗管理もできていなかったため契約時期を逸してしまった。上司も業務の進捗管理ができていなかったことが原因である。 遡りではあるが、変更契約を行った。 進捗状況の確認ができていなかったため、業務について情報共有し、いつまでに処理するかを上司に報告するようにした。 令和5年12月11日に今回の指摘内容を再度事務室内で周知し、不備についての再確認を行った。
運行便数	単価（税別）					
1日1便	29,000円					
73病院局 中央病院	固定資産を亡失していた。 ・概要：固定資産台帳と保有する固定資産を照合したところ、多数の物品が確認されなかった。 令和2年度決算に係る事務監査の結果を受けて、固定資産台帳と固定資産の照合を行った（保管する固定資産数が多大であり、令和3年度から4年度にかけて調査を実施）ところ、	令和3年度から4年度にかけて固定資産の照合を実施したところ、台帳に登録があるにもかかわらず存在が確認できないものがあった。調査した結果、新病院移転時に移転後は使用しないとして移設を行わなかった固定資産が多数あり、各設置部署において除却の手続きを行っていないことが判明した。 除却の手続きを行っていない固定				

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘事項	講じた措置																									
	亡失が判明したもの。 中央病院は、令和4年度決算に係る監査資料では、亡失した固定資産を併せて、除却資産として報告している。 ・亡失固定資産数：214件 ・亡失固定資産に係る除却費合計額：14,286,127円 ・発生の要因:担当者や上司の関係規程等への認識不足等 ・指摘の考え方:物品の管理が著しく不適正	資産 214 件について、令和5年3月31日に除却手続を行った。 鳥取県病院局財務規程に基づき、毎年度、各所属で管理すべき固定資産のリストを配付して資産照合を行うとともに、除却を行う際に必要な手続きについて周知を図った。																									
74警察本部 警察本部	警察本部出先機関（東部地区）産業廃棄物処理業務委託契約について、変更契約を締結していなかった。 ・概要:契約期間は契約締結日からR5.2.28までとしていたが、担当者が契約期間はR5.3.31までと誤認し、適切に進捗管理ができておらず、一部業務が契約期間内に終了していなかったにもかかわらず、変更契約を締結することなく、支払手続を行っていた。 ・相手方：BH（株） ・契約締結日：R4.12.6 ・契約期間：R4.12.6からR5.2.28 ・契約金額：単価契約（予定価格：127,050円） <table><tr><th>契約区分</th><th>種別</th><th>予定数量</th><th>契約単価</th></tr><tr><td rowspan="4">(1) 乾電池・バッテリー・トナー収集運搬処分</td><td>乾電池・バッテリー処分費</td><td>180kg</td><td>1 kg当たり金300円</td></tr><tr><td>乾電池・バッテリー収集運搬費</td><td>180kg</td><td>1 kg当たり金100円</td></tr><tr><td>トナー処分費</td><td>80段ボール1箱</td><td>80段ボール1箱当たり3,000円</td></tr><tr><td>トナー収集運搬費</td><td>80段ボール1箱</td><td>80段ボール1箱当たり500円</td></tr><tr><td>(2) 蛍光管収集運搬</td><td>蛍光管</td><td>80kg</td><td>1 kg当たり金100円</td></tr><tr><td>(3) 蛍光管処分</td><td>蛍光管</td><td>80kg</td><td>1 kg当たり金400円</td></tr></table> ・業務終了日：(1) R5.1.30（契約期間内） (2) R5.1.13（契約期間内） (3) R5.3.10（契約期間後） ・業務終了報告書：R5.3.20受理日 ・完了検査日：R5.3.20 ・請求書受理日：R5.3.20 ・支払日：R5.4.3 ・発生の要因:担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方:契約事務が著しく不適正	契約区分	種別	予定数量	契約単価	(1) 乾電池・バッテリー・トナー収集運搬処分	乾電池・バッテリー処分費	180kg	1 kg当たり金300円	乾電池・バッテリー収集運搬費	180kg	1 kg当たり金100円	トナー処分費	80段ボール1箱	80段ボール1箱当たり3,000円	トナー収集運搬費	80段ボール1箱	80段ボール1箱当たり500円	(2) 蛍光管収集運搬	蛍光管	80kg	1 kg当たり金100円	(3) 蛍光管処分	蛍光管	80kg	1 kg当たり金400円	担当者が契約期間を令和5年3月31日までと誤認していたこと並びに上司による進捗状況の確認が不足していた。また、契約の相手方にあっても年間で契約している他の産業廃棄物処理業務と契約期間を混同し、契約期間を令和5年3月31日までと誤認していた。 担当者は課内共有フォルダ内の契約実績ファイルに契約状況を確認に入力するとともに、上司は契約の都度入力状況を確認するなど進捗管理を確実に行う。 指摘を受けた後に、今回の指摘内容を各所属に周知するとともに、令和5年度の同様の産業廃棄物処理契約においては、他の年間契約と終期を誤認しないよう契約期間を令和6年3月31日までとして契約を締結した。 今後についても、業務完了日に特段の理由がない限りは、他の年間契約と同様に契約終期を年度末にするなどの対応をとることとする。
契約区分	種別	予定数量	契約単価																								
(1) 乾電池・バッテリー・トナー収集運搬処分	乾電池・バッテリー処分費	180kg	1 kg当たり金300円																								
	乾電池・バッテリー収集運搬費	180kg	1 kg当たり金100円																								
	トナー処分費	80段ボール1箱	80段ボール1箱当たり3,000円																								
	トナー収集運搬費	80段ボール1箱	80段ボール1箱当たり500円																								
(2) 蛍光管収集運搬	蛍光管	80kg	1 kg当たり金100円																								
(3) 蛍光管処分	蛍光管	80kg	1 kg当たり金400円																								

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

2 監査意見

機関名	監査意見	講じた措置
政策戦略本部 デジタル局 デジタル改革課	1 業務効率化投資の効果測定の実施について デジタル改革課では、業務の効率化に資するため、RPAロボット、AI会議録作成システムなどのICT技術を順次導入している。導入に当たっては、投資額（初期費用、ランニングコスト）と創出時間により人件費を換算し、費用対効果を測定している。投資額として、導入後すぐには発生しないが、システムで利用しているソフトウェアのバージョンアップにより画面構成が変わるなど、将来的に費用が発生してくることも想定される。 また、費用対効果を測定した結果、マイナスとなる可能性も否定できない。しかし、マンパワーが不足している業務の場合、経費の削減だけではなく、人材不足を補うためにICT技術の導入を進めることにも意義があるものと考えられる。 ついては、ICT技術の導入に当たっては、単なる作業時間や経費の削減に注目するのではなく、人員不足の振替などの観点から金額ベースでの有効性を議論するためにも、引き続き、初期費用、ランニングコストとこれらに対する効果を金額ベースで比較し、評価するよう努められたい。	導入したICT技術の費用等による定性・定量分析は重要と認識しており、監査意見に記載のあるとおり、既にRPA等のICT技術の活用により創出された時間をもとに導入コスト・運用コストに対する定量効果の金額ベースでの比較・分析・評価に取り組んでいる。また、ツールを導入した所属の状況をヒアリングし、県民サービス向上に繋がるような定性効果についても把握に努めている。 引き続き、導入したICT技術についてコストを含めた定性・定量効果の分析・評価を行いつつ、行政事務の更なる効率化を推進する。
総務部 行政体制整備局人事企画課 総務課 地域社会振興部 市町村課 福祉保健部 福祉保健課 子ども家庭部 子育て王国課 生活環境部 環境立県推進課 商工労働部 商工政策課 農林水産部 農林水産政策課 県土整備部 県土総務課	2 職員の不足感、配置について 職員の配置については、職員本人の意向や各部局からの要望を踏まえて行われているが、人員不足を訴える機関が見受けられ、特に、県民サービスに直接携わる機関においては、職員数や専門的業務の経験年数、年齢構成などの面から職員の不足感が強まっている。併せて、本庁も含めた多くの機関で、心身に疾患があり配慮を必要とする職員が職員定数を満たす形で配置されている現状があり、配置後、配慮が必要な職員本人の心身の不調や周囲の職員の負担増加に伴う疲弊などにより職員定数に見合ったマンパワーが発揮できていない機関が見受けられる。また、今年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い業務が平常化し、これまで実施を見送っていた事業の再開や新規事業の展開による人手不足感があるとの意見も多く聞かれたところである。 一方、教員不足は全国的な問題であり、県立学校においても、特に専門高校等の専門的な人材の確保に苦慮しているとの意見が多く聞かれたところである。	【人事企画課】 これまで円滑な行政運営のため、各部等からの聞取り及び職員本人からの申し出を踏まえながら適正な人事配置が行えるよう取り組んできたところであるが、地方機関等において人員不足感があることは認識している。 引き続き病気や出産・育児のため休職した場合には、代替職員（正職員、再任用職員、会計年度任用職員）等の配置により対応を行い、多忙感・人員不足感の解消に努めるとともに、本人の希望を踏まえ、地方機関との意見交換や各部からのヒアリングを実施しながらより一層、関係者等の意見が反映できるよう丁寧な人事配置に取り組み、人事配置で解決可能な課題は令和6年4月1日付人事異動に反映した。 ○東部庁舎との意見交換会 日時：令和5年10月30日実施 ○西部総合事務所との意見交換会 日時：令和5年11月20日実施 ○知事部局全職員への意向調査 日時：令和5年11月～12月実施

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
教育委員会 教育人材開発課	については、多忙感・人員不足感が継続している機関ごとの実情を直接聞き取るなど、年度中途においても実態の把握に努め、必要に応じて職員配置の見直しや同様の事務の処理に当たって他地域を所管している機関の創意工夫が共有されていない場合には助言を行うなど、可能な解消策を進められたい。併せて、本庁も含め、心身の疾患等により配慮が必要な職員を職員定数内で配置する場合、配置後の機関の状況を詳細に確認し、状況に応じて適切に対応されたい。 また、専門高校等における専門的人材を確実に配置するため、広く人材情報を収集・活用するとともに、採用条件の見直しなども必要に応じて行われたい。	○各部からの各所属の意向聞取り 日時：年末～年始にかけ順次実施 ○個別所属訪問及び意見交換会 日時：夏頃から順次実施中 ○児相と副知事等との意見交換会 日時：第1回:令和5年5月29日実施 第2回:令和6年1月29日実施 第3回:令和6年6月3日実施 【総務課】 電気技師及び機械技師については、仕事説明会の開催等、採用者の確保に向けて取組を進めてきたが、民間企業を志望する学生等が多い中、募集を「大卒程度」として実施していることなどから、完全には募集人員を満たすことが困難な状況が続いている。 現時点で育児休業を取得している職員があるものの、概ね必要な職員数は確保できており、各所属と随時意見交換を行い、実情の把握に努めている。 採用者の確保に向けて、影響が懸念される業界団体と協議の上、令和6年度から電気技師について「高卒程度」の枠を追加して募集を行うこととしたほか、電気技師及び機械技師の「大卒程度」の受験資格を見直し、高等専門学校及び短期大学卒業者（卒業見込み含む）を受験可能とした。 また、引き続き人員の不足感、職員の多忙感がないか随時各所属と意見交換を行っていく。 【市町村課】 文化財主事職については、全体で年度ごとに1名前後の過不足が生じることはあるが、人数の面では、各所属とも最低限必要な規模を保っていると考えている。 ただし、業務的には、近年は文化財の活用面での業務が増加しており、従来、文化財保護行政や調査研究を主に行ってきた文化財主事職にとっては多忙感が強まっている。 限られた人数でもあり、各職員の適性などをよく把握して配置するようにしている。 また、特に教育委員会から知事部局移管後は、広報や観光などの面で各所管課の協力を迅速に得られることもあり、文

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		化財主事職も文化財活用面での業務に習熟するよう努めている。 なお、配慮が必要な職員については、可能な限り本人が慣れ親しんでいる所属や業務内容で力を発揮できるようにして、周囲の負担増を極力回避している。 【福祉保健課】 当部所管の職種においては、概ね定数に沿った配置を行っているところであるが、当初予算に加えて補正予算により措置する事業の増加等もあり、年度途中の急な退職等による一時的な欠員、心身の故障、子育て、介護等、配慮を要する職員へのフォロー等に係る人的対応には限界があり、これらが職員の不足感の一因だと考えられる。 経験年数や年齢構成については、本人の特性、家庭事情、人材育成上の理由等から、経験年数の浅い職員や若年層の職員を一定数配置せざるを得ない所属もあり、それらが業務量等の他の要因と重なった結果、例えばベテラン職員への負担が集中するなど、不足感に影響している可能性がある。 各所属の実態の把握については、随時状況を聞き取っており、年度中途での人的対応が必要な所属に対しては、人事企画課とも調整の上、他所属からの応援も含め、可能な限り柔軟な人事配置を行っているところ。 また、専門職の採用にあたっては、採用試験の情報の関係機関等への提供、人事委員会主催の仕事説明会への参加、各所属での職場見学の受入のほか、採用試験の年齢要件の引上げ等により受験者の確保に努めている。 今後も職員の不足感に対応するため、必要な対応を行っていく。 ※上記処理方針については措置済であるが、状況が改善するには取組の継続や新たな取組等も必要になると考えられるため、引き続き必要な対応を行っていく。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		【子育て王国課】 当部においては、概ね定数に沿った配置を行っているところであるが、当初予算に加えて補正予算により措置する事業の増加や年度途中の急な退職等による一時的な欠員、心身の故障、子育て、介護など配慮を要する職員へのフォロー等周囲の職員に係る負担が大きく、これらが職員の不足感の一因だと考えられる。 本人の特性、家庭事情、人材育成上の理由等から、経験年数の浅い職員や若年層の職員を一定数配置せざるを得ない所属もあり、それらが業務量等の他の要因と重なった結果、例えばベテラン職員への負担が集中するなど、不足感を増している。 各所属の実態の把握については、随時状況を聞き取っており、年度中途での人的対応が必要な所属に対しては、人事企画課とも調整の上、他所属からの応援も含め、可能な限り柔軟な人事配置を行っているところ。 また、専門職の採用にあたっては、採用試験の情報の県内外養成機関ほか関係機関等への提供、人事委員会主催の仕事説明会への参加、各所属での職場見学の受入や、採用試験の年齢要件の引き上げ等により受験者の確保に努めている。 就職を希望する者においては、採用された後の自身の人材育成やキャリアアップに関する充実度も就職先を検討するにあたっての重要な要素であるため、令和6年度に見直した社会福祉職の人材育成方針において、職員のキャリアビジョン形成を重視した人事異動への反映、専門性を高めるための研修の充実と資格取得の奨励等を明記した。 今後も職員の不足感に対応するため、各所属の意見を聞きながら必要な対応を行っていく。 ○児相と副知事等との意見交換会 日時：令和6年6月3日実施 ○療育機関と副知事等との意見交換会 日時：第1回：令和6年8月30日実施 第2回：令和7年1月16日実施

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		【環境立県推進課】 獣医師などの一部の職種では、職員採用が非常に困難な状況となっている。 人事配置に際しては、各所属の意見、職員の希望も踏まえながら、適材適所の配置を心掛けているが、必ずしも希望に添えない場合もある。 職員採用では、職員募集の広報、大学訪問、インターンシップの受入、仕事説明会でのPRなどの取組を引き続き積極的に行う。 総務部および人事委員会事務局と調整の上、令和7年度の採用試験から「総合化学（食品衛生コース）」の資格要件を見直し、従来の資格要件に加え、その他薬剤師、獣医師等法令に規定されているものいずれかに該当する者（例：大学等で薬学、農芸化学等所定の課程を修めて卒業した者）についても受験を認めることとした。 人事配置では、職場や職員の意見を踏まえながら、公務が適切に行える体制を目指す。 職員の健康管理の観点から、特定の職員に業務が集中しないよう各所属、部全体で適切な労務管理に努める。 【商工政策課】 職業訓練指導員については、産業人材育成センターの職員定数に沿って必要な配置を行ってきている。 引き続き、実情を踏まえながら適切な人員配置を行い、産業人材育成センターの各訓練科を適正に運営していく。 【農林水産政策課】 これまで円滑な行政運営のため、各機関等からの聞取り及び職員本人からの申し出を踏まえながら適正な人事配置が行えるよう取り組んできたところであるが、地方機関等において人員不足感があることは認識している。 令和5年度中途に生じた病気や出産・育児のため休職した際には、代替職員（正職員、会計年度任用職員）等の配置により対応を行い、多忙感・人員不足感の解消に努めた。 また、令和6年4月1日の定期異動

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		において、本人の希望を踏まえ、地方機関との意見交換を実施し、関係者等の意見が反映できるよう丁寧な人事配置に取り組んだ。 【県土総務課】 土木系の就職は、ゼネコンなどの民間企業が積極的に採用活動を展開しており、新規採用職員（土木）の確保に苦慮している。そのため、土木職においては採用予定者数を確保できておらず、欠員が生じている状況であり、人員不足となっている。 また、大規模な災害等も毎年のように発生しており、通常業務に加えて災害の応急・復旧などの対応も行うこととなり、さらに多忙感・人員不足感が増している。 県土整備部では、職員の人員配置に当たり、各所属からヒアリングを実施しており、当該ヒアリングを通じて、所属の状況や配慮が必要な職員の状況等の情報共有を図っている。心身の不調等の支障が生じた場合においては、各所属と情報を共有しつつ、業務に支障が生じないよう正職員、会計年度任用職員等の配置も含めた対処方法の検討、人事企画課への報告・協議等を行っている。 また、人材確保のため、人事委員会等と連携し、採用条件や試験制度の見直しなどに取り組み、令和6年度実施の採用試験においては土木職（早期枠）を実施するなどの改善を図った。 【教育人材開発課】 受験者の量的・質的確保の困難性を受け、平成27年度（平成26年度実施）選考試験から特別免許状を活用した採用に係る特別選考を導入しているが、令和7年度（令和6年度実施）選考試験における当該特別選考の対象試験区分・教科に、「情報」を追加した。 また、令和8年度（令和7年度実施）選考試験における当該特別選考の対象試験区分・教科に、高等学校教諭「福祉」を追加するとともに、受験資格に係る実務経験年数を見直す（「15年間で7年以上の実務経験」から「5年間で3年以上の実務経験」）こととしている。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
福祉保健部 ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 健康医療局健康政策課	3 メンタルヘルス対策について メンタルヘルス不調は、誰にでも起こりうる身近な問題である。現在県が実施しているメンタルヘルス対策は、自死対策、ひきこもり対策、精神医療体制の充実が中心であるが、その段階に至るまでに、自分自身でできるメンタルヘルス対策が重要である。 保健所や市町村では、事業所や地域住民を対象に、規則正しい生活習慣や睡眠の上手な取り方など、セルフケアに関する研修会を実施している。 また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくストレスチェック制度では、労働者が50人以上いる事業所にストレスチェックを義務付けており、次のような流れになっている。 ストレスチェックの実施 →面接指導の実施と従業員上の措置 →職場分析と職場環境の改善 ストレスチェックは、労働者が自分のストレスの状態を知ることによってストレスをためすぎないように対処したり、会社側が仕事の軽減などの措置を実施したり、メンタルヘルス不調を未然に防止するために有効な仕組みであるが、ストレスチェックの結果を事業所がどのように活用しているのか、県において総合的に把握している部署はない。 については、各関係機関が行っているストレスチェックの実施に関する創意工夫や結果の活用策を相互に共有し、県民全体のメンタルヘルスの健全性向上やセルフケアの充実に資するよう、県として取組を進化・深化するよう取組まれたい。	【孤独・孤立対策課、健康政策課】 県においては、保健所が実施する研修会の開催前に、事業所等で実施しているストレスチェック等の取組を把握している。 県と協会けんぽ鳥取支部が「社員の健康づくり宣言」事業所の優れた取組を表彰・広報する「健康経営マイレージ事業」において、新たに「メンタルヘルス部門」を創設し、優れた取組の表彰・広報を通して、事業所のメンタルヘルス対策の向上を図るほか、事業所のストレスチェック制度を所管する鳥取労働局と効果的な取組について意見交換した。
福祉保健部 感染症対策局総合調整課 教育委員会 小中学校課 特別支援教育課 高等学校課 体育保健課	4 新型コロナウイルス感染症対策の知見の記録活用とマニュアル等の見直しについて 新型コロナウイルス感染症への対応は組織によって様々であり、補助金について段階的に制度に改良を加え利用しやすくしていったという所属もあれば、発生した問題や対応した職員の意見を取り入れ業務マニュアルを随時改正していった所属もあった。 新型コロナウイルス感染症は、今年5月に5類感染症に移行し、県の各組織も概ねパンデミック以前の平常時に戻っている状況と思われるが、今後同様の状況が起きた時の参考とするためにも、新型コロナウ	【総合調整課】 新型コロナウイルス感染症への対応については、業務毎にデータベース等を作成し、そのデータベースを活用しながら効率的に日々の業務の対応を行っていた。 新型コロナ対応における医療提供体制、感染防止対策の分野を中心に、年度内に、県内医療関係者等からもご意見を伺った上で、取組状況や課題、成果等について総括した資料をとりまとめた。 また、新型コロナ対応において使用したデータベースや、マニュアル等の資料についても、次のパンデミック発生時の業務の参考にできるよう、適切に保存し

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	イルス感染症に対する対応や意見等は、貴重な記録として保存すべきものと考え る。 ついては、将来、新たな感染症のパンデミックが生じた際の対策検討に活かすため、新型コロナウイルス感染症への対策、直面した課題や対応等について記録し、そこで得られた知見や今後の教訓等を組織的に引き継がれたい。 また、パンデミックの状況下で各組織が業務を継続するために行った対応や担当職員の経験、気づき、工夫等を反映した業務マニュアルやデータベース等は保存し、次のパンデミック発生に備えられたい。	ている。 【小中学校課、特別支援教育課、高等学校課、体育保健課】 将来新たな感染症が発生した際の取組に活かせるよう、新型コロナウイルス感染症に対する県の対応等について整理し、そこで得られた知見や教訓を保存している。 ○新型コロナウイルス感染症への対応については、文部科学省の通知や県の方針等に基づき、以下のとおり適時ガイドライン等の見直しを行ってきたところであり、その見直しの経緯・内容の記録は、紙文書、DB等で保存し、活用できるようにしている。 また、新型コロナウイルス以外の感染症にも日々細心の注意を払い、以下のガイドライン等を実地点検や研修等に活用している。 ・「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」（23回改訂） ・「鳥取県市町村（学校組合）立学校新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」（16回改訂） ・「鳥取県文化庁活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「大会（定期演奏会等の発表会を含む）への参加及び大会実施におけるガイドライン」（16回改訂） ・「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン」（16回改訂） ・「学校寮における新型コロナウイル

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
		ス感染症対策ガイドライン」(2回改訂) ・政府から発信される最新情報や県内の感染状況等を踏まえて決定した感染防止対策や教育活動別の制限等について、随時、各県立学校や市町村(学校組合)に文書通知 ○機能別クラスターチーム(学校対策チーム)における新型コロナウイルス感染症の検査調整や、クラスター発生時には保健所クラスターチームに同行して現地確認をし、原因究明と再発防止について改善指導・助言を行う等して、そのノウハウを蓄積・伝達しながら対処してきたとともに、担当職員の意見を聞き対応の改善を図った。 ○新型コロナウイルス感染症対策の検証作業として、緊急事態宣言、クラスター対策の経緯・取組の概要、変遷、取組詳細、取組成果・実績、課題・問題点・展望等を整理した。(知事部局が集約) ○感染拡大防止に係る即応体制の維持については、引き続き上記ガイドラインの内容を踏まえ、学校との連携を密にしながら、適宜、学校の実情に応じた対策を講じるとともに、今後、改訂予定とされている「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、教育委員会独自の対応マニュアルを作成し、周知を図る。 ○児童生徒の学習面や心理面への影響について、教職員を対象に研修会を開催し、専門医による「コロナ禍での子どもたちの心の変化」について講義をいただき、その対応方法等についての理解を図った。 ○児童生徒の学習面や心理面等への影響及びその対応について、県立学校、小中学校の調査を行い、その結果を保存・共有している。 ○今後も国の動向や県の方針を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症への対応に係る経験や記録の活用を図っていく。また、子どもたちの抱える健康課題について、現場の実態等を踏まえながら内容を選定し、実施していく。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
会計管理部 会計指導課	(1) 現金及び金券類の管理について ア 保管場所について 会計規則第91条において、鍵は出納員等が保管することとされているが、鍵をこれらの職員以外が管理している事例や、鍵の管理自体をしていない事例が見受けられた。 ※この項目において、「出納員等」とは、会計規則第91条第1項に規定する会計管理者、出納員又は分任出納員並びに同条第4項で同条第1項が準用される資金前渡を受けた職員をいう。 ＜出納員等以外が鍵を管理していた機関＞ 中部療育園 ＜鍵の管理自体をしていなかった機関＞ 博物館 ※明確な管理者が定められておらず、鍵保管ボックスに保管し、誰でも利用できる状況となっていた。 また、郵券類については、「郵券類（切手、はがき等）の取扱いに関するQ&A」において、現金に準じて施錠できる保管庫等で保管することとされているが、施錠できる保管庫等で保管していない事例が見受けられた。 【参考】郵券類（切手、はがき等）の取扱いに関するQ&A（抜粋） （問10）郵券はどのように保管、管理すればよいか。 （答）郵券は、物品規則上金券類として整理されているので、現金に準じた取扱いが必要です。 具体的には、使用する職員に交付するとき以外は、施錠のできる保管庫等で保管するなど、紛失、盗難防止に注意する必要があります。 なお、受払簿の簿冊のファイルに挟んで管理している事例が見受けられますが、落下による紛失や他の簿冊に混ってしまう虞もあるので、十分注意してください。 ＜施錠できる保管庫等で保管していなかった機関＞ 消防防災課、健康政策課 については、現金を保管する金庫等の鍵は出納員等が保管するよう徹底されたい。 また、金券類も、紛失、盗難防止のため、施錠できる保管庫等で保管されたい。 イ 金庫等の保管物について 金庫等に経緯不明の現金が保管されている事例や、金庫等に何が保管されているのか正確に把握されていない事例が見受けられた。 ＜経緯不明な現金が保管されていた事例＞	所属の管理体制等の不備が原因である。 金庫等の鍵の管理や保管物の定期的な確認など、所属における現金及び金券類の管理の適正化について令和6年1月31日に全所属あてに周知し、徹底を図った。あわせて、業務適正化の取組に係る未然防止策に現金及び金券類の適正な管理に係る事項を追加した。令和6年度の会計実地検査において実施状況を確認する。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見		講じた措置
	機関名	金額	
	関西本部	5,525円	
	農業試験場	1,811円	
＜金庫の保管物を把握していなかった機関＞ 埋蔵文化財センター そのような状況下では、不正や紛失等の発生や、仮に不適切な事案が発生していても覚知是正が困難になるなど、様々なリスクが存在することとなる。 については、金庫等に経緯不明な金銭等が保管されることがないように、定期的に棚卸しを実施するなど、保管物の状況確認をより一層徹底されるとともに、不適切な事案を覚知したときには、直ちに是正措置をとるよう指導されたい。 また、現金及び金券類の取扱いについては、取扱担当者の管理状況を上司が点検するなど、牽制機能が働く管理体制の徹底を図られたい。 （２）出納員の引継目録の作成について 会計規則第 172 条において、出納員の交替があった場合においては、前任者は引継目録を作成して後任者に引き継ぐこととされているが、引継目録の作成をしていない機関が複数あった。 ＜引継目録を作成していなかった機関＞ 埋蔵文化財センター、健康政策課、企業支援課、西部総合事務所県民福祉局、会計指導課、企業局、企業局東部事務所、厚生病院、教育人材開発課、人権教育課 会計事務制度所管課においても職員が規定を十分に認識して実践していなかったことは憂慮すべき事態である。 しかしながら一方で、多くの機関で出納員の引継目録が作成されていない状況に鑑みると、引継事務が確実に実行されたかどうか組織として確認する必要があると考える。しかるに、会計規則第 173 条では出納機関については引継ぎを終えたことを所属の長に報告することとされているが、出納機関以外については規定されていない。 については、引継目録による引継ぎに加えて、所属長へ引継ぎの報告をするなど、引			
所属の出納員等の引継に係る規定の理解不足が原因である。 出納員等の引継目録の作成については、地方自治法等の法令の規定はないことから、会計規則から削除する改正を行った（令和 6 年 3 月 29 日付）。また、出納員等が管理している現金や通帳等の引継ぎが適切に行われるよう、出納員等の引継ぎに係る規定を運用方針に追加し、周知した（令和 6 年 3 月 29 日付）。 （参考） 「出納員の引継目録の作成」は、県会計規則制定時から規定されている。制定された経緯は、当時の地方自治法施行令第 125 条において、特別職である出納長に係る事務引継（目録の調製等）が規定されており、地方自治法第 171 条に基づき事務の委任を受けた出納員についても、直接、法令上の根拠規定はないが、事務引継（目録の調製等）が必要と考え、規定したものと推察される。 しかしながら、平成 18 年自治法改正において、特別職の出納長が一般職の会計管理者となったことにより、特別職であるがために設けられた施行令第 125 条は削除された。これにより、出納員の事務引継を会			

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	継ぎが確実に行われるよう、関係規定の見直しを検討されたい。その上で、関係規定について、周知徹底を図られたい。 (3) 所属で開設管理する口座について ア 関係規定の周知について 所属で開設管理する口座について、次のような状況が見受けられた。 (ア) 所属長による口座の検査及び記録について 所属で管理する口座については、所属開設口座取扱要領により、令和4年度までは年1回以上所属長が口座を検査し、その状況を記録しておくこととなっていたが、これらを行っていない機関が多数あった。 これは、担当者及び上司の関係規定の認識不足が要因と考えられるが、近年使用していない口座のため通帳の検査等をしていないという事例も見受けられた。 また、令和5年度からは月1回以上所属長が口座を検査し、その状況を記録しておくこととなったが、規定の改正を認識している機関は多くはない状況であった。 (イ) 通帳名義の変更について 所属開設口座取扱要領において、異動等により口座開設者に変更が生じたときは、直ちに通帳名義及び銀行取引印の変更手続を行うこととされているが、これらの手続を行わず、通帳名義が前任者のままとなっていた事例が見受けられた。 (ウ) 資金前渡受領口座について 職員に資金前渡経費を交付する際に、所属の資金前渡受領口座に振り込んでから職員に交付している事例があった。会計規則第70条運用方針において、資金前渡経費は、資金前渡受領者の旅費等振込口座へ直接振り込むことができるとされており、不効率な事務手続となっていた。 (エ) 前渡資金受払簿について 口座名義人とは別の資金前渡受領者が支払う資金前渡経費については、「前渡資金等受払簿」で管理すべきであったが、出納機関に指定されていない隔地機関において資金を管理する「前渡資金出納整理簿」を使用していた。	計規則に規定する必要性は失われている。 所属で開設管理する口座に係る関係規定の所属の認識不足が原因である。 所属長による定期的な検査、通帳名義の速やかな変更など、所属で開設管理する口座の管理の適正化について令和6年1月31日に全所属あてに周知した。また、人事異動時期に口座開設者の変更手続を行うよう周知し、徹底を図った。あわせて、業務適正化の取組に係る未然防止策に、口座等の適正な管理に係る事項を追加した。令和6年度の会計実地検査において実施状況を確認する。 また、制度等の改正を通知する際には、内容が理解されやすいよう、改正理由を記載するなどの工夫を行う。 (参考) 県費外会計等取扱ガイドライン(マニュアル)にも管理体制に係る事項は規定されていない。新たな標準マニュアルは作成せず、通知及び業務適正化の未然防止策への位置付けにより周知徹底を図ることとしたい。

令和4年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	以上のような状況が見受けられたことから、関係規定に基づく適正な処理について周知徹底を図るとともに、規定の改正を周知する際には、単に改正後の規定を通知するに留まらず、改正理由を記載するなど、内容が理解されやすいよう工夫をされたい。 イ 管理体制の構築について 所属で開設管理する口座の通帳については、関係規定には保管場所など詳細な管理方法までは規定されていないことから、各機関の慣例等により管理されている場合が多いと考えられる。このため、組織改正や出納責任者の異動が繰り返されることにより従来の慣例が不明確になるなど、管理不十分な状況となる恐れがあるので、標準的な取扱方法を明文化しておくことが望ましいと考える。 については、通帳など厳正に取り扱う必要のあるものについて、一連の取扱方法を具体的に示した標準マニュアルを整備することを検討されたい。 併せて、通帳についても組織内で相互に牽制が働く管理体制となるよう対応され、さらに、目的を達成し不要となった口座については速やかに閉鎖するなど、適切な口座管理体制が構築されるよう図られたい。	
教育委員会 教育総務課	イ 管理体制の構築について 所属で開設管理する口座の通帳については、関係規定には保管場所など詳細な管理方法までは規定されていないことから、各機関の慣例等により管理されている場合が多いと考えられる。このため、組織改正や出納責任者の異動が繰り返されることにより従来の慣例が不明確になるなど、管理不十分な状況となる恐れがあるので、標準的な取扱方法を明文化しておくことが望ましいと考える。 については、通帳など厳正に取り扱う必要のあるものについて、一連の取扱方法を具体的に示した標準マニュアルを整備することを検討されたい。 併せて、通帳についても組織内で相互に牽制が働く管理体制となるよう対応され、さらに、目的を達成し不要となった口座については速やかに閉鎖するなど、適切な口座管理体制が構築されるよう図られたい。 加えて、県立学校において保管している県費以外の通帳については、県費外会計等	県費外会計等取扱ガイドライン（マニュアル）（以下「ガイドライン」という。）では、通帳管理について「会計担当者以外の者が行うなど、常に出入金の状況を会計担当者以外の者が確認できる状況で管理すること」とあるが、実際には会計担当者と通帳管理者が同一という事例があった。 令和5年4月21日に、各県立学校にガイドラインに沿った適切な取扱いをしているか、通帳の管理状況等の点検を依頼し、対応が不十分な学校については管理体制の改善を行うよう指示した。また、教育委員会が行う業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察の実地点検では、県費外会計についても実施しており、令和5年度及び令和6年度は6月から9月にかけて全県立学校（32校）を対象に通帳の管理状況を含めて点検を行い、どの学校も適切に通帳を管理していることを確認した。 今後も、県費外会計の事務処理に係る

令和４年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	監査意見	講じた措置
	取扱ガイドライン（マニュアル）（平成 18 年 11 月 13 日付第 200600114823 号鳥取県教育委員会教育長通知）により適正な事務処理が図られているが、組織内で相互牽制が働く管理体制が確保されるよう一層徹底されたい。	相互チェック・管理体制が各学校内において構築されているか、当課としても実地点検での確認を徹底していくこととしている。
総務部 物品契約課	５ その他意見 注油手続の利便性向上について 給油所の減少やセルフサービスの給油所の増加に伴い、注油券が利用可能な給油所が減ってきていることから、セルフサービスの給油所でも給油できる仕組みを構築してほしいとの意見が聞かれた。 ついては、現状では利用できないセルフサービスの給油所でも給油可能となるよう検討されたい。	現行でも利用可能な法人向けクレジットカードの活用を周知し、利便性の向上を図る。 現行の注油券方式は特別会計により物品請求及び支払事務を集約化し効率化が図れているため、引き続き併用していく。